

令和8年度

福祉の概要

横手市健康福祉部(福祉事務所)



(目 次)

横手市の概要	1
1. 地理・地勢	1
2. 人口・世帯等	2
健康福祉部(福祉事務所)の概要	3
1. 健康福祉部(福祉事務所)組織機構と職員の状況	3
2. 健康福祉部(福祉事務所)事務分掌	4
3. 福祉行政予算	5
生活保護(生活保護の動向)	6
1. 被保護人員、世帯の保護の状況	7
2. 保護の種類(扶助費)の人員	7
3. 保護世帯の労働類型別の状況	7
4. 保護世帯の世帯別の状況	7
5. 保護の開始状況	7
6. 保護の廃止状況	7
7. 扶助別支給状況	8
児童福祉(児童福祉の動向)	9
1. 保育所等	10
2. 児童手当	13
3. 児童扶養手当	13
4. 特別児童扶養手当	13
5. 児童健全育成事業	14
6. 要保護児童対策	17
7. 児童福祉施設	18
8. その他	18
母子・父子福祉(母子・父子福祉の動向)	19
1. 横手市の母子・父子世帯	20
2. 母子・父子福祉事業	21
3. ひとり親家庭支援事業	22

障がい者福祉(障がい者福祉の動向)	23
1. 障がい者福祉事業の概要	24
2. 身体障害者手帳所持者	25
3. 療育手帳及び精神保健福祉手帳所持者	26
4. 本市における地域生活支援体制	26
5. 自立支援給付の状況	27
6. 自立支援給付費給付実績	28
7. 自立支援医療	29
8. 補装具費の支給	29
9. 地域生活支援事業	30
地域福祉	32
1. 地域福祉施策の基本方針	32
2. 災害に強い地域づくり	32
3. 孤独・孤立の問題への対策	33
4. 包括的支援体制の構築	34
高齢者福祉	35
1. 超高齢社会の到来と高齢者福祉施策の基本方針	35
2. 地域見守り体制の構築	36
3. 敬老意識の醸成	36
4. 日常生活への支援	37
5. 健康づくりの推進	38
6. 生きがいづくり・社会参加の促進	38
7. 在宅介護への支援	39
8. 要援護高齢者の保護	40
介護保険	41
1. 被保険者数の推移	41
2. 要介護(要支援)認定者数の推移	41
3. 受給者数	42
4. 給付実績	43
5. 第1号被保険者の介護保険料	44
6. 介護保険施設等の設置状況	44
地域包括支援センター事業	45
1. 横手市地域包括支援センターの動向	45
2. 横手市地域包括支援センターの沿革	46
3. 地域包括支援センターの役割	47
4. 令和7年度事業実績	49

民生委員・児童委員 60

生活困窮者自立支援事業 62

横手市の概要

1. 地理・地勢

地 理

本市は、秋田県の内陸南部に位置し、東の奥羽山脈、西の出羽丘陵に囲まれた横手盆地の中央で、東西に約45km、南北に約35kmの広がりをみせています。総面積は692.80km²で秋田県の約6.0%を占めています。

土地利用については、耕地が178km²、森林が375km²、原野28km²、宅地29km²となっており、県内の平均値(可住地面積割合)と比較してみても、耕地(田畑)と宅地による平坦地が多いことがうかがえます。こうした状況の中、奥羽山系に源を発する成瀬川と皆瀬川が合流した雄物川及び横手川が貫流し、豊かな水と肥沃な土壌により、国内有数の穀倉地帯を形成するとともに、美しい田園風景を醸し出しています。

気候は、盆地であるため、一日の気温較差が大きく風はあまり強くないという特徴があり、典型的な積雪寒冷地で昭和49年には豪雪により市民生活に大きな影響が出ました。また、令和3年2月には統計を開始して以来の最深積雪となる203cmを記録しています。

雪は、人が生活するには厄介なものである反面、横手市の環境に潤いをもたらす貴重な水資源ともなっています。

鉄道については、地域内にJR奥羽本線と北上線が通り、大曲駅を経由して秋田新幹線で約3時間40分、北上駅を経由して東北新幹線では約4時間10分で首都東京と結ばれています。

道路網については、国道13号と国道107号が地域内で交差し、平成9年には秋田自動車道が東北自動車道と接続され、秋田市、北上市ともに45分で結んでいます。さらには、横手ジャンクションを介して湯沢横手道路(将来、東北中央自動車道)が秋田自動車道と交差しているほか、令和元年には横手北スマートインターチェンジが開通しています。また、国道342号と国道397号が東に走り岩手県一関市、奥州市方面と結ばれており、本地域は県下でも有数の交通の要衝になっています。

地 勢

市内全域には570か所余りの遺跡が点在し、およそ1万5千年前の旧石器時代から、人びとの暮らしが営まれてきたことを伝えてくれます。現在のような田園風景は、奈良時代に律令国家がこの地に平鹿郡を造ったことにより、その基礎が確立されました。平安時代には、奥州藤原氏の平泉文化へと連なる、後三年合戦(1083~87年)がこの地域を舞台に繰り広げられ、その史跡や伝説が多く遺されています。中世以後の横手は小野寺氏が治め、江戸時代には横手に秋田藩の城代が置かれ、常に県南の中心地域として発展してきました。明治以降は幾多の町村合併を経て、平成17年10月1日に、横手市、増田町、平鹿町、雄物川町、大森町、十文字町、山内村及び大雄村の8市町村合併により、人口約10万人となり秋田県第2の都市となっています。

2. 人口、世帯等

令和2年の国勢調査によると、人口は85,555人で、前回調査の平成27年より7.2%、6,642人の減少となっています。一方、総世帯数は31,013世帯と前回の平成27年より1.4%、450世帯減少しています。

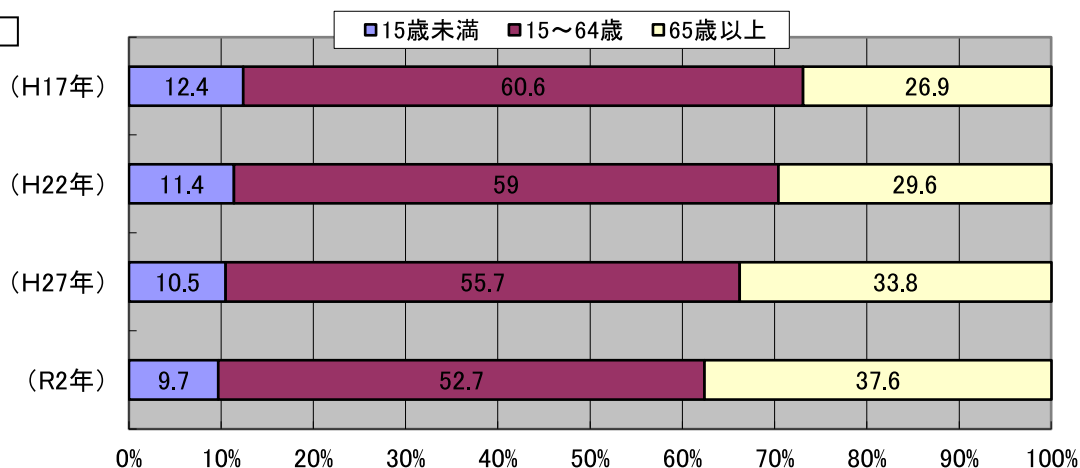
昭和55年以降の推移をみると、人口は昭和55年をピークとして減少傾向にあります。総世帯数は前回の平成22年調査までは増加傾向にありましたが、平成27年からは減少に転じています。

年齢三区分別人口についてみると、65歳以上の老年人口の構成比は39.1%で平成27年の前回調査より3.9ポイント(秋田県3.8ポイント)増加の33,401人となっています。また、0歳から14歳までの年少人口の構成比は10.0%で、前回調査より0.7ポイント(秋田県0.8ポイント)減少の8,532人となっています。

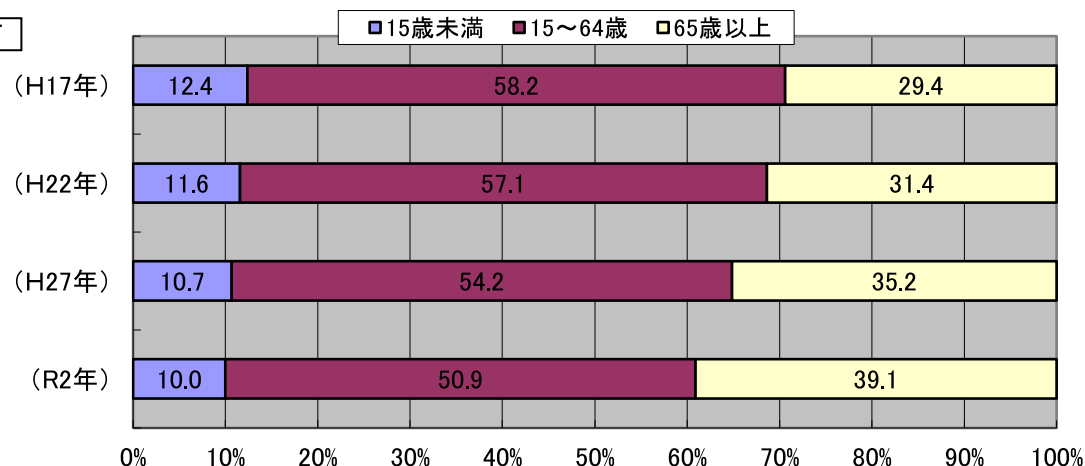
秋田県全体で少子・高齢化が進展していますが、本市の高齢者割合は秋田県の平均を上回っています。(下表「年齢三区分別人口構成比の推移」)

年齢三区分別人口構成比の推移

秋田県



横手市

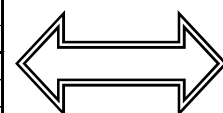
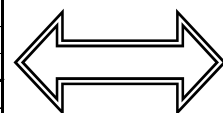
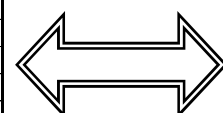
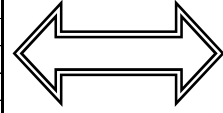


健康福祉部（福祉事務所）の概要

1. 健康福祉部（福祉事務所）組織機構と職員の状況

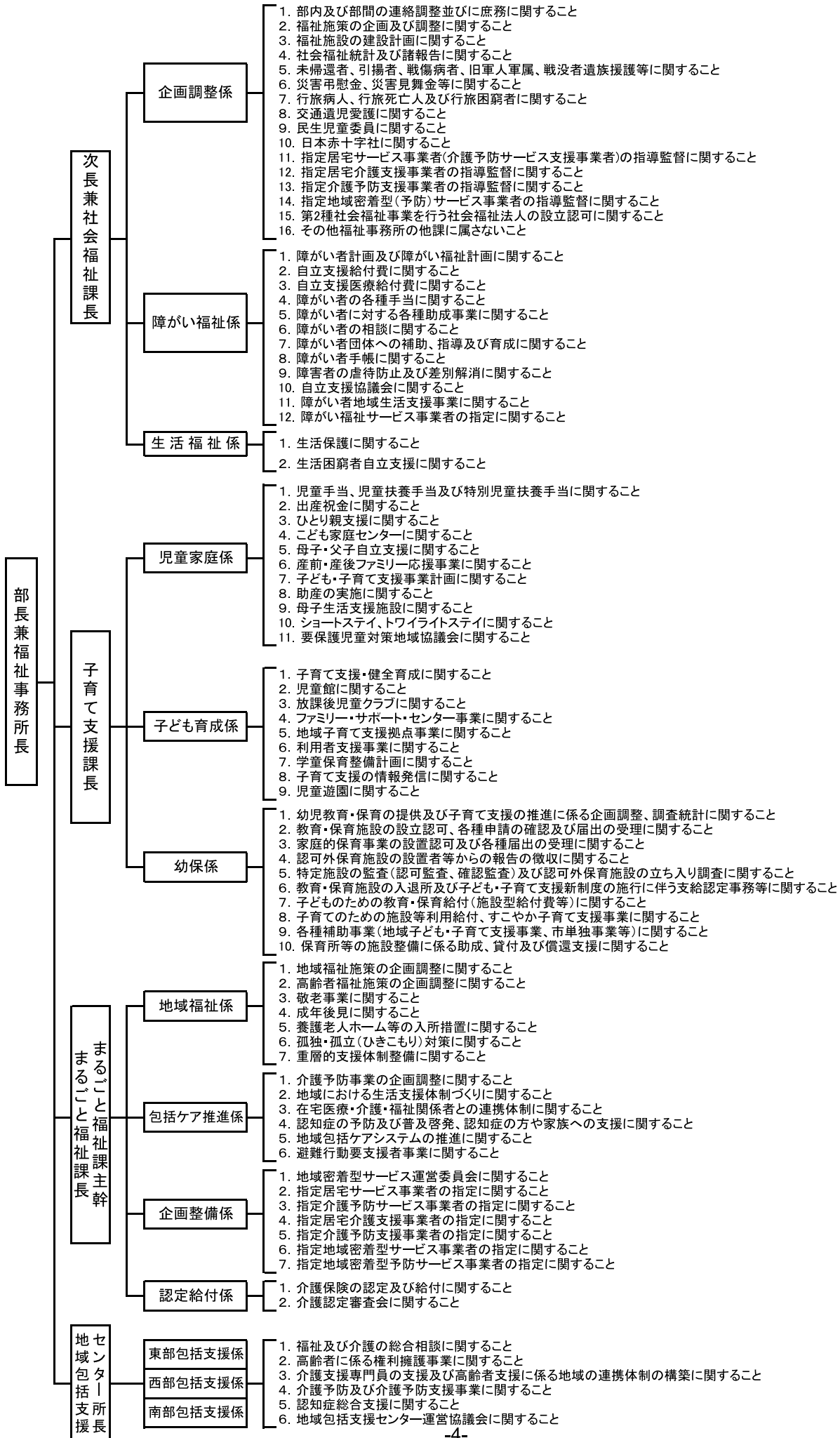
令和8年5月1日現在

部長兼福祉事務所長	1人
次長兼社会福祉課長	1人
企画調整係長	1人
担当職員	3人
障がい福祉係長	1人
担当職員	4人
聴覚障がい者相談員(会計年度任用職員)	1人
障がい認定調査員(会計年度任用職員)	2人
一般事務補助(会計年度任用職員)	3人
生活福祉係長(査察指導員兼務)	1人
ケースワーカー	8人
担当職員	1人
就労支援専門員(会計年度任用職員)	2人
医療・介護事務専門員(会計年度任用職員)	2人
特別相談指導員(会計年度任用職員)	1人
面接相談員(会計年度任用職員)	1人
子育て支援課長	1人
児童家庭係長	1人
担当職員	6人
こども家庭センター(会計年度任用職員)	8人
幼保係長	1人
担当職員	6人
一般事務補助(会計年度任用職員)	1人
子ども育成係長	1人
担当職員	5人
一般事務補助(会計年度任用職員)	1人
児童館3施設 児童厚生員(会計年度任用職員)	15人
子育て支援拠点施設2施設 指導員(会計年度任用職員)	14人
ファミリー・サポート・センター アドバイザー(会計年度任用職員)	2人
利用者支援 コーディネーター(会計年度任用職員)	2人
まると福祉課長	1人
まると福祉課主幹	1人
地域福祉係長	1人
担当職員	5人
こども・若者相談支援員(会計年度任用職員)	4人
窓口サービス専門員(会計年度任用職員)	3人
一般事務補助(会計年度任用職員)	1人
包括ケア推進係長	1人
担当職員	4人
企画整備係長	1人
担当職員	2人
認定給付係長	1人
担当職員	4人
介護保険認定調査員(会計年度任用職員)	9人
一般事務補助(会計年度任用職員)	1人
地域包括支援センター所長	1人
東部	係長 1人 保健師業務 2人 担当職員 4人 介護予防支援業務(会計年度任用職員) 4人
西部	係長 1人 保健師業務 1人 担当職員(会計年度任用職員1名含む) 3人 介護予防支援業務(会計年度任用職員) 1人
南部	係長 1人 保健師業務 1人 担当職員 1人 介護予防支援業務(会計年度任用職員) 3人
特別養護老人ホーム 白寿園(会計年度任用職員含む)	87人
介護老人保健施設 老健おもり(会計年度任用職員含む)	59人
健康の丘居宅支援センター森の家(会計年度任用職員含む)	20人



まちづくり推進部 市民サービス課（7地域局）

2. 健康福祉部(福祉事務所)事務分掌



3. 福祉行政予算の状況

(単位：千円)

区 分	令和7年度			令和8年度			前年度比較 伸 率
	当初予算額	構成比率		当初予算額	構成比率		
		一般会計	民生費		一般会計	民生費	
横手市一般会計総額	58,787,000	100.0%	—	57,671,000	100.0%	—	-1.9%
民生費（福祉関係）	14,652,951	25.4%	100.0%	14,214,900	24.6%	100.0%	-3.0%
社会福祉費	6,749,061	11.7%	47.5%	6,828,021	11.8%	48.0%	1.2%
社会福祉総務費	877,874	1.5%	6.2%	877,066	1.5%	6.2%	-0.1%
障がい者自立支援給付費	2,704,652	4.7%	19.0%	2,800,666	4.9%	19.7%	3.5%
障がい者福祉費	78,798	0.1%	0.6%	69,548	0.1%	0.5%	-11.7%
地域福祉費	706,505	1.2%	5.0%	632,058	1.1%	4.4%	-10.5%
高齢者福祉施設費	449,597	0.8%	3.2%	502,725	0.9%	3.5%	11.8%
介護保険対策費	1,931,635	3.3%	13.6%	1,945,958	3.4%	13.7%	0.7%
児童福祉費	6,777,997	11.8%	47.7%	6,246,777	10.8%	43.9%	-7.8%
児童福祉総務費	1,614,444	2.8%	11.4%	1,384,199	2.4%	9.7%	-14.3%
児童手当費	1,340,400	2.3%	9.4%	1,239,650	2.1%	8.7%	-7.5%
児童措置費	3,271,134	5.7%	23.0%	3,531,137	6.1%	24.8%	7.9%
母子福祉費	47,233	0.1%	0.3%	17,371	0.0%	0.1%	-63.2%
児童福祉施設費	50,182	0.1%	0.4%	36,245	0.1%	0.3%	-27.8%
児童福祉施設整備費	150,000	0.3%	1.1%	38,175	0.1%	0.3%	-74.6%
公立保育所費	304,604	0.5%	2.1%	0	0.0%	0.0%	-100.0%
生活保護費	1,124,823	2.0%	7.9%	1,139,032	2.0%	8.0%	1.3%
生活保護総務費	62,232	0.1%	0.4%	68,378	0.1%	0.5%	9.9%
扶助費	1,062,591	1.8%	7.5%	1,070,654	1.9%	7.5%	0.8%
災害救助費	1,070	0.002%	0.01%	1,070	0.002%	0.01%	0.0%

生活保護

生活保護の動向

平成17年10月の市町村合併により、秋田県南福祉事務所から平鹿郡内の生活保護業務が移管され、旧横手市平鹿郡全体の生活保護業務が新横手市福祉事務所へ引き継がれました。令和8年3月末の被保護世帯は583世帯、被保護者数は698名、保護率は人口78,175人に対し8.9%となっています。

世帯類型別では、高齢者世帯が63.5%(370世帯)、傷病世帯が3.8%(22世帯)・障がい者世帯が8.4%(49世帯)、母子世帯が1.4%(8世帯)、その他の世帯が23%(134世帯)です。また、85.1%(496世帯)が単身世帯となっています。

被保護者の84.0%(586名)の方が何らかの傷病により医療機関へ通院や入院(医療扶助)し、また、26.4%(184名)の方が介護保険制度を利用(介護扶助)しています。

稼動の状況ですが、世帯員の誰かが働いている世帯は12.9%(75世帯)で、誰も働いていない世帯が87.1%(508世帯)を占めています。

令和7年度の新規の保護申請件数は104件で、うち87件を保護開始しており、開始率は84.5%です。内訳は「貯金等、手持金の減少喪失」が最も多く、「働きによる収入の減少・喪失」「他管内からの転入」が続きます。保護廃止は88件で、「死亡」が最も多く、「稼働収入の増加」が続きます。

平成20年4月以降、就労支援専門員を2名配置し就労支援に取り組んでいます。支援内容は就労に関する相談支援を中心に、世帯訪問、ハローワークとの連携、求人情報提供、就労に向けた準備支援、企業訪問による情報収集等多岐にわたっています。令和7年度の支援者数は88名、うち16名が就職・増収を達成しています。

平成27年度以降、1倍を超えていた管内の有効求人倍率の平均は、令和7年度に0.98倍となりました。穏やかな減少傾向にある中、被保護者の短期就労を含めた就労者数や、自立廃止に至る件数にどのように影響をもたらすのか注視していかなければなりません。

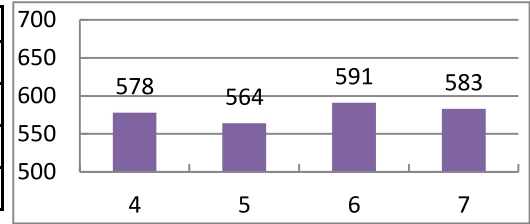
令和7年度は被保護世帯はわずかに減少しましたが、被保護世帯の半数以上を占める「高齢者世帯」と「その他世帯」が増加する傾向にあります。生活保護は社会的影響を受ける場合が多く物価高騰などで貯蓄等が減少していることが、今後どのような影響をもたらしていくのか注視していかなければなりません。

1. 被保護人員、世帯の保護の状況

年度/区分	統計人口	人員	世帯数	保護率	備考
令和4年度	83,594	690	578	8.3‰	令和4年度末
令和5年度	82,485	741	564	9.‰	令和5年度末
令和6年度	80,647	726	591	9.‰	令和6年度末
令和7年度	78,175	698	583	8.9‰	令和7年度末

単位：人

単位：世帯



2. 保護の種類(扶助費)の人員

単位：人

年度/扶助	生活	住宅	教育	介護	医療	出産	生業	葬祭	施設	備考
令和4年度	603	381	21	161	592	0	15	0	22	令和4年度末
令和5年度	634	402	26	180	622	0	22	0	19	令和5年度末
令和6年度	622	408	18	185	597	0	20	1	17	令和6年度末
令和7年度	598	387	13	184	586	0	12	0	17	令和7年度末

3. 保護世帯の労働類型別の状況

単位：世帯

年度/労働 類型	世帯主が働いている世帯				世帯員が 働いている 世帯	働いてい る者のい ない世帯	合計	稼働率	備考
	常用	日雇	内職者	その他					
令和4年度	43	13	7	8	12	481	564	14.7%	令和4年度末
令和5年度	43	17	4	6	11	510	591	13.7%	令和5年度末
令和6年度	40	18	4	4	14	508	588	13.6%	令和6年度末
令和7年度	37	19	3	7	9	508	583	12.9%	令和7年度末

4. 保護世帯の世帯別の状況

単位：世帯

年度/世帯類型	高齢者	母子	障害者	傷病者	その他	合計	備考
令和4年度	365	13	51	29	106	564	令和4年度末
令和5年度	370	12	47	30	132	591	令和5年度末
令和6年度	372	12	29	45	130	588	令和6年度末
令和7年度	370	8	49	22	134	583	令和7年度末

5. 保護の開始状況(理由別年度集計)

単位：世帯

年度/理由	世帯主の 傷病	世帯員の 傷病	稼働者の 死亡・離職 不在	働きによる 収入減少	年金・仕送り等 の減少喪失	その他	合計	備考
令和4年度	6	0	1	6	5	44	62	令和4年度末
令和5年度	5	1	0	4	1	87	98	令和5年度末
令和6年度	0	0	5	2	1	89	97	令和6年度末
令和7年度	0	0	0	3	0	84	87	令和7年度末

※その他(預貯金・手持ち金減少 世帯分離 転入など)

6. 保護の廃止状況(理由別年度集計)

単位：世帯

年度/理由	世帯主の 傷病治癒	世帯員の 傷病治癒	死亡・ 失踪	稼働収入の 増加・取得	年金・仕送 等の増加	働き手の 転入	施設入所	その他	合計	備考
令和4年度	0	0	27	12	4	0	5	22	70	令和4年度末
令和5年度	1	0	37	2	1	0	8	29	78	令和5年度末
令和6年度	0	0	39	13	9	0	6	20	87	令和6年度末
令和7年度	0	0	27	16	5	0	2	38	88	令和7年度末

※その他(収入の増加 親族の引取り 世帯認定の見直し 転出など)

7. 扶助別支給状況

年度/収支	生活扶助			住宅扶助			教育扶助		
	保護費	世帯平均	一人平均	保護費	世帯平均	一人平均	保護費	世帯平均	一人平均
令和4年度	284,089	583,345	479,071	101,557	328,663	270,098	2,051	186,455	113,944
(月平均)	23,674			8,463			171		

令和5年度	283,618	583,576	469,566	102,890	330,836	267,943	2,312	177,846	105,091
(月平均)	23,635			8,574			193		

令和6年度	282,075	553,088	453,497	108,845	323,943	266,777	2,009	154,538	111,611
(月平均)	23,506			9,070			167		

令和7年度	277,281	550,161	463,681	102,476	318,248	264,796	910	91,000	70,000
(月平均)	23,107			8,540			76		

単位:千円 単位:円 単位:円

年度/収支	介護扶助			医療扶助			出産扶助		
	保護費	世帯平均	一人平均	保護費	世帯平均	一人平均	保護費	世帯平均	一人平均
令和4年度	21,379	147,441	137,045	493,210	986,420	831,720	36	36,236	36,236
(月平均)	1,782			41,101					

令和5年度	28,139	173,698	164,556	573,810	1,138,512	950,017	0	0	0
(月平均)	2,345			47,818					

令和6年度	38,345	219,114	207,270	560,355	1,098,735	900,892	0	0	0
(月平均)	3,195			46,696					

令和7年度	40,587	230,608	220,582	569,852	1,128,420	972,444	105	105,000	105,000
(月平均)	3,382			47,488					

単位:千円 単位:円 単位:円

年度/収支	生業扶助			葬祭扶助			施設事務費		
	保護費	世帯平均	一人平均	保護費	世帯平均	一人平均	保護費	世帯平均	一人平均
令和4年度	2,886	360,750	222,000	1,200	120,000	120,000	43,833	1,992,409	1,992,409
(月平均)	241						3,653		

令和5年度	2,786	253,273	199,000	1,869	1,869,000	1,869,000	40,985	1,862,955	1,862,955
(月平均)	232						3,415		

令和6年度	2,918	208,429	145,900	1,325	1,325,000	1,325,000	42,147	2,479,235	2,479,235
(月平均)	243						3,512		

令和7年度	1,845	184,500	153,750	2,082	2,082,000	2,082,000	40,038	2,355,176	2,355,176
(月平均)	154						3,337		

単位:千円 単位:円 単位:円

児童福祉

児童福祉の動向

横手市の幼児人口(0歳～5歳)は、各年4月1日現在の状況が令和6年2,201人、令和7年2,024人、令和8年1,858人と推移しており、幼児人口の減少が続いています。

一方、保育認定の入所児童数は、令和6年1,812人、令和7年1,642人、令和8年1,512人と推移しています。幼児人口に占める保育認定児童数はほぼ横ばいとなっており(R6=82.3%、R7=81.1%、R8=81.4%)、就労等により保育を必要とする幼児の割合は減少していないことを示しています。

次に保育所、認定こども園における保育支援事業の実施状況は、一時預かり32施設、延長保育35施設、病児・病後児保育18施設、休日保育8施設となっています。

保護者の多様な労働形態への対応と、体調不良となった児童等への対応を強化するため、需要のある地域の施設においては保育支援事業の積極的な導入を推進しています。

次代を担う児童を養育する家庭における生活の安定や、福祉の増進を図ることなどを目的として様々な手当を支給しています。

「児童手当」は、令和7年度で年間延べ93,544人へ支給しています。

ひとり親等に支給する「児童扶養手当」は、令和7年度末現在で受給者が500人おり、内訳は、母が451人、父が49人となっています。

「特別児童扶養手当」は、障がいのある20歳未満の児童の養育者等に支給しており、令和7年度末現在、受給者が292人となっています。

市内には児童厚生員が常駐する3つの「児童センター」があります。その中でY²ふらざ内にある横手市児童センターは、地域子育て支援センターとファミリー・サポート・センター、相談業務の機能を併せ持ち、年間延べ3万人以上の方に利用されています。

さらに、令和2年度からは「子育て応援窓口」を併設し、子育て情報の提供や相談・援助など保護者に寄り添った支援体制の充実に努めています。

また、地域における子育て家庭の交流拠点として「地域子育て支援センター」を市内3ヶ所に設け、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援しています。

近年、女性の就業割合の高まりや核家族の進行など、児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、子育てを支えるさまざまなサービスの充実が求められています。

「放課後児童クラブ」は、概ね小学校1年生から6年生の児童を対象に、放課後等における児童の保護と健全育成を支援しています。令和8年4月1日現在、29箇所1,252人が登録されています。

「横手市ファミリー・サポート・センター」は、育児の援助を受けたい「依頼会員」と援助を行いたい「提供会員」を結ぶ会員組織として平成13年から活動を開始し、令和7年度末で会員数582人となっています。

子どもの一時的な預かりを行う「ショートステイ事業」と「トワイライトステイ事業」については、2歳以上は県南愛児園ドリームハウス、2歳未満のショートステイ事業は秋田赤十字乳児院が預け先となっています。

複雑化する子どもの家庭問題について「横手市こども家庭センター」を開設しており、相談に応じて助言、援助、支援をするとともに、問題の早期発見・対応に努めております。令和7年度の相談件数は202件で前年度から若干減少しました。その内訳としては、児童虐待相談、言語発達障がい等相談、性格行動相談の件数が多く、全体の65.8%を占めています。

近年増加している児童虐待の防止を推進し、関係機関と連携しながら子どもと子育て家庭を見守り、支援体制の強化に努めます。

1. 保育所等

保育所は、保護者が仕事や病気などの理由で、0歳～小学校就学前の子どもの保育ができない場合に、子どもを預かって保育する施設です。地方自治体が運営している保育所（公立）と、社会福祉法人などが運営する保育所（私立）があります。

保育所の開所時間は、通常11時間です。通常開所時間を超えて延長保育を実施している保育所もあります。

1) 幼児人口（令和8年4月1日現在）

単位：人

区分	年 齢 別 内 訳						計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
計	240	283	264	328	351	392	1,858

2) 特定教育・保育施設入所状況（令和8年4月1日現在）

区分	施設数	利用定員	児 童 の 年 齢 別 内 訳						計
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
公立保育所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
私立保育所	25	1,390	30	178	176	215	241	256	1,096
幼稚園型 認定こども園	4	265	6	20	25	37	35	53	176
幼保連携型 認定こども園	4	330	6	32	40	69	62	76	285
小 計	33	1,985	42	230	241	321	338	385	1,557
市外公立	—	—	1	0	0	0	0	0	1
市外私立	—	—	1	3	3	3	4	3	17
合 計	—	—	44	233	244	324	342	388	1,575

3) 保育所運営費支出状況（令和7年度実績見込）

区 分		施設数	入所人員	支出額（円）
			（月平均/ 延人員）	
横手市内	公立保育所	0	0 / 0	—
	私立保育所	25	1,280 / 15,361	2,192,236,960
横手市外	公立保育所	0	0 / 0	0
	私立保育所	6	4 / 45	8,538,730
計		31	1,284 / 15,406	2,200,775,690

※入所人員 月平均：小数第1位四捨五入／ 令和8年4月30日現在見込(R7実績より)

4) 保育所(園)の状況 (令和8年4月1日現在)

名 称	公私 の別	所 在 (地域)	利 用 定 員	入 所 人 員							入所率	認可年
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計		
横手幼稚園	私立	横手	70人	1人	12人	4人	10人	11人	13人	51人	72.9%	昭23
横手マリア園	私立	横手	30人	0人	2人	5人	3人	3人	4人	17人	56.7%	昭23
アソカ保育園	私立	横手	50人	1人	6人	8人	9人	6人	6人	36人	72.0%	昭27
明照保育園	私立	横手	90人	0人	9人	13人	16人	18人	19人	75人	83.3%	昭32
白梅保育園	私立	横手	60人	3人	7人	9人	11人	8人	14人	52人	86.7%	昭31
常盤保育園	私立	横手	40人	1人	4人	5人	6人	7人	13人	36人	90.0%	昭28
ときわベビー&キッズ	私立	横手	80人	4人	15人	12人	16人	13人	0人	60人	75.0%	平28
むつみ乳児保育園	私立	横手	30人	2人	14人	0人	0人	0人	0人	16人	53.3%	平25
旭保育園	私立	横手	50人	0人	5人	3人	11人	10人	13人	42人	84.0%	昭37
金沢保育園	私立	横手	40人	1人	4人	4人	5人	3人	12人	29人	72.5%	昭49
みいりの保育園	私立	横手	80人	2人	8人	9人	14人	14人	10人	57人	71.3%	昭55
ますだ保育園	私立	増田	70人	2人	3人	3人	17人	17人	19人	61人	87.1%	令8
浅舞感恩講保育園	私立	平鹿	45人	1人	5人	5人	9人	10人	10人	40人	88.9%	昭26
下鍋倉保育所	私立	平鹿	70人	2人	10人	5人	8人	9人	12人	46人	65.7%	昭32
樽見内保育園	私立	平鹿	25人	0人	4人	6人	3人	5人	5人	23人	92.0%	昭37
吉田保育所	私立	平鹿	45人	1人	8人	9人	6人	7人	6人	37人	82.2%	昭54
醍醐保育園	私立	平鹿	70人	1人	13人	14人	6人	8人	16人	58人	82.9%	平14
雄物川保育園	私立	雄物川	70人	1人	6人	8人	10人	17人	12人	54人	77.1%	平28
川西保育園	私立	大森	20人	0人	3人	0人	3人	6人	6人	18人	90.0%	令3
大森保育園	私立	大森	35人	1人	2人	7人	6人	4人	9人	29人	82.9%	昭27
十文字保育園	私立	十文字	120人	1人	16人	19人	17人	22人	23人	98人	81.7%	令3
三重保育園	私立	十文字	60人	2人	5人	7人	7人	7人	9人	37人	61.7%	令8
にしの杜保育園	私立	十文字	60人	1人	10人	10人	11人	11人	10人	53人	88.3%	令2
さんない保育園	私立	山内	35人	0人	4人	8人	3人	9人	8人	32人	91.4%	令7
たいゆう保育園	私立	大雄	45人	2人	3人	3人	8人	16人	7人	39人	86.7%	令2
計			1,390人	30人	178人	176人	215人	241人	256人	1,096人	78.8%	

5) 特別保育事業の状況

(1)一時預かり事業

保育所等を利用していない世帯等の育児疲れ解消、急病や断続的勤務・短時間勤務等の勤務形態の多様化等に伴う一時的な保育に対する需要に対応するため、保育所において児童を保育する事業です。

(2)乳児保育事業

1歳未満の児童を保育所において保育する事業です。

(3)障がい児保育事業

障がい児の保育を推進するため、軽度から重度の障がいのある児童を保育所において保育する事業です。

(4)延長保育事業

保護者の勤務形態の多様化による児童の保育時間延長の需要に対応するため、保育所が通常の開所時間を延長し児童を保育する事業です。

(5)病児・病後児保育事業

病氣中あるいは病氣の回復期にある子どもが保育所などでの集団生活が困難な場合、専用施設において一時的に預かる事業です。保育中に体調不良となった入所児の場合は、保護者が迎えに来るまでの間、当日の緊急対応を行う保育所もあります。

(6)休日保育事業

就労形態の多様化に対応するため、日曜日、国民の祝日等の休日に保育を行う事業です。

◎地域子ども・子育て支援事業等の実施状況（各年度4月1日現在）

※施設数(HP掲載)

事業区分	令和7年度			令和8年度		
	公立	私立	計	公立	私立	計
一時預かり	1	31	32	0	32	32
乳児保育	2	32	34	0	34	34
障がい児保育	2	24	26	0	25	25
延長保育	短時間	0	4	4	0	4
	標準時間	2	29	31	0	31
病児・病後児保育	病児	0	0	0	0	0
	病後児	0	1	1	0	1
	体調不良児	0	13	13	0	17
休日保育	0	8	8	0	8	8

2. 児童手当

平成24年4月に児童手当法の一部を改正する法律が施行され、子ども手当から児童手当に改正されました。児童手当は、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としています。

支給要件は、高校生年代（18歳到達後最初の3月31日まで）の子どもを養育している方に支給されます。

1) 児童手当給付状況（令和7年度支給分）

区 分	延児童数	一人当たりの月額	支給総額 (千円)
		児童手当	
3歳未満	8,183人	15,000円 (第3子以降は30,000円)	149,565
3歳以上 小学校修了前	45,327人	10,000円 (第3子以降は30,000円)	597,990
小学校修了後 中学校修了前	19,492人	10,000円 (第3子以降は30,000円)	233,000
中学校修了後 高校修了前	20,542人	10,000円 (第3子以降は30,000円)	226,380
合 計	93,544人		1,206,935

3. 児童扶養手当

父母の離婚や死別、障がいなどの理由により、児童（18才に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童）の父（母）、または父母にかわってその児童を養育している方に支給される手当です。

なお、手当の受給から5年等を経過すると一部が支給停止となります。ただし、就業等の要件を満たしていることを届出することにより、継続して受給することができます。

1) 児童扶養手当給付状況（令和8年3月31日現在）

年 度	受給者(人)	1人目月額(円)	2人目以降(円)
R7	500	46,690~11,010	11,030~5,520

4. 特別児童扶養手当

精神または身体的に法律で定める程度以上の障がいのある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

1) 特別児童扶養手当給付状況（令和8年3月31日現在）

年 度	受給者(人)	一人当たり月額(円)			
		1級	56,800	2級	37,830
R7	292	1級	56,800	2級	37,830

5. 児童健全育成事業

1) 放課後児童健全育成事業(「児童クラブ」)

「児童クラブ」は、保護者の労働等により家庭での児童の生活が困難な場合に、遊びや生活の場を提供し、これら児童の健全な育成を図っています。対象児童は原則として小学校6年生までで、横手市が設置主体で実施している児童クラブは、令和8年4月現在29カ所あります。

(令和8年4月1日現在)

クラブの名称	運営主体	実施場所	登録児童数	設置年月
学童保育「よこてみなみ」	(福)明照福祉会	大町7-9 旧横手図書館	105	R 7. 3
学童保育「わんぱく」		上内町6-39	49	H12. 6
学童保育「てらこや明照」		九品寺 集会場	35	H30. 4
学童保育「ピノキオ」	(福)よこて愛燦会	朝日が丘児童センター	21	H 6. 4
学童保育「あさひ」		旭ふれあい館	51	H18. 4
学童保育「あさひⅢ」		旭小学校	17	H27. 4
学童保育「さかえ」	(福)白梅保育園	さかえ館	17	H15. 4
学童保育「あさくら」	(福)金沢保育園	朝倉小学校 敷地内専用施設	43	H 9. 5
学童保育「あさくらⅢ」/「あさくらキッズ」		朝倉小学校	64	H27. 4/H21. 4
学童保育「金沢よこてきた」		金沢孔城館	18	H30. 4
げんキッズよこてきた	(福)相和会	横手北小学校 敷地内専用施設	71	H28. 4
学童保育「卸町よこてきた」		卸町9-4 (株)アートピア社屋	46	R 3. 4
学童保育「相和会プラスキッズラボ」		八幡字上長田31-1	58	R 8. 4
学童保育「すまいるキッズ」	(福)一真会	ますだ保育園	31	H14. 4
学童保育「ますだキッズ」		増田小学校	33	H20. 1
浅舞児童クラブ	(福)浅舞感恩講	浅舞小学校	64	H15. 11
浅舞児童クラブⅢ		平鹿町ゆとり館	26	R 7. 4
醍醐児童クラブ	(福)育童会	醍醐小学校	62	H16. 9
児童クラブ「どんぐりっこ」	父母会	吉田小学校	34	H13. 4
にこにこキッズ雄物川Ⅰ	(福)同心会	雄物川小学校 敷地内専用施設	72	H19. 4
にこにこキッズ雄物川Ⅲ		雄物川庁舎 敷地内専用施設	42	H29. 4
にこにこキッズ雄物川Ⅳ	(福)育童会	雄物川コミュニティセンター	15	R 6. 4
学童保育「おおもり」	(福)大森保育園	大森小学校 敷地内専用施設	39	H21. 12
学童保育「ふれあい」		子どもと老人のふれあいセンター	32	H23. 4
学童保育「十文字なかよし」	(福)相和会	十文字小学校向かい専用施設	95	R 3. 4
学童保育「十文字にしのこと」	(福)一真会	旧植田保育所	19	R 3. 4
学童保育「十文字さくらんぼ」		サテライト花むつみ	21	R 7. 4
なかよしクラブ	(福)明照福祉会	山内小学校	26	H15. 7
大雄子どもセンター	(福)よこて愛燦会	大雄小学校 敷地内専用施設	46	H15. 4
計			1,252	

2) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ事業）

平成8年10月1日開設

保護者が一時的あるいは夜間、日常的に児童の養育が困難な場合に、保護者に代わって養育します。対象は市内在住の18歳未満の児童であり、ショートステイ事業（7日以内の短期宿泊預かり）とトワイライトステイ事業（午後10時までの夜間及び休日預かり）を県南愛児園「ドリームハウス」と秋田赤十字乳児院（2歳未満児のショートステイ事業のみ）で実施しています。

事業名	区分	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数
ショートステイ事業	2歳未満児	0人	0日	0人	0日	1人	2日
	2歳以上児	2人	4日	0人	0日	2人	35日
トワイライトステイ事業	夜間養護	0人	0日	0人	0日	0人	0日
	休日預かり	0人	0日	0人	0日	0人	0日

3) 児童館

地域の児童に健全な遊びを与え、子どもの健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置されている児童厚生施設です。横手市内には横手市児童センター、朝日が丘児童センター、大森子どもと老人のふれあいセンターの3つの児童館に児童厚生員が常駐しています。

4) 子育て支援拠点施設（地域子育て支援センター）

核家族化が引き起こす現象として、育児に対する不安やストレスを抱えている親は少なくなく、子どもを健やかに生み育てていくための環境作りに向け、電話子育て相談・育児情報の提供・育児サークルへの支援・親子で気軽に参加できる広場等を行い、地域全体で子育て支援する基盤形成や家庭支援をしています。

名称	実施場所	開始年月日
横手市東部子育て支援センター	横手市児童センター	R7.4.1
横手市西部子育て支援センター	大森子どもと老人のふれあいセンター	R7.4.1
横手市南部子育て支援センター	アイリスハウス	R7.4.1

5) 横手市ファミリー・サポート・センター（平成13年4月1日開設）

仕事と育児の両立が安心してできるよう、子どもを預かってほしい会員（ファミリー会員）と子どもが好きで預かってほしい会員（サポート会員）が組織し、買い物などの外出時や急な仕事の際の預かりなどの相互援助活動を行っています。

(1)活動件数（令和4年度～令和7年度）

活 動 の 内 容	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備 考
保育施設の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり及び送迎	件	件	件	件	
保育施設までの送迎	件	件	2件	件	
学校の放課後の子どもの預かり	件	件	件	件	
学校の送迎	件	件	件	2件	
冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり	5件	3件	7件	7件	
買い物等外出の際の子どもの預かり	101件	152件	174件	189件	
保護者等の病気、通院、検診等	15件	件	7件	6件	
保護者等の短時間、臨時的な就業時の援助	24件	35件	16件	36件	
子どもの習い事等の場合の援助	144件	145件	109件	84件	
病児の預かり（通院援助や発熱時の預かりなど）	件	4件	件	2件	病児サポート
病後児の預かり	件	件	件	件	
その他	件	件	件	11件	
合 計	289件	339件	315件	337件	

(2)会員数

区 分	令和6年3月31日現在	令和7年3月31日現在	令和8年3月31日現在
依頼会員	486人	485人	471人
提供会員	111人	108人	106人
両方会員	7人	7人	5人
合 計	604人	600人	582人

6. 要保護児童対策

1) こども家庭センター

家庭における人間関係の健全化及び児童養育の適正化等家庭児童福祉の向上を図るため、相談援助や支援の充実強化を図ります。

○ 福祉事務所 子育て支援課内

毎週月～金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで

家庭児童相談員 4人

◎ 駅前「Y2ぷらざ」内 横手市児童センター

年末年始（12月30日～1月2日）を除く土日祝日 午前10時から午後5時まで

家庭児童相談員（または母子・父子自立支援員） 1人

2) 横手市発達相談支援事業

主に就学前の5歳児健康相談における「発達支援が必要な子」の家庭に対し、日々の生活の充実や就学へのスムーズな移行につなぐ支援を行っています。

(1) 相談内容（令和4年度～令和7年度）

種 別		相 談 件 数	相 談 件 数	相 談 件 数	相 談 件 数
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
養 護 相 談	児童虐待相談	50件	73件	56件	61件
	その他の相談	24件	19件	23件	42件
保 健 相 談		3件	0件	0件	1件
障 がい 相 談	肢体不自由相談	0件	0件	0件	0件
	視聴覚障がい相談	0件	0件	0件	0件
	言語発達障がい等相談	15件	19件	20件	22件
	重症心身障がい相談	0件	0件	0件	1件
	知的障がい相談	0件	0件	0件	4件
	発達障害相談	1件	1件	1件	0件
非 行 相 談	ぐ犯行為等相談	0件	0件	0件	0件
	触法行為等相談	0件	0件	0件	0件
育 成 相 談	性格行動相談	69件	66件	64件	50件
	不登校相談	4件	4件	1件	1件
	適 性 相 談	0件	1件	0件	1件
	育児・しつけ相談	6件	2件	2件	5件
そ の 他 の 相 談		10件	11件	14件	14件
計		182件	196件	181件	202件

7. 児童福祉施設

1) 横手市サンハイム（母子生活支援施設）

母子生活支援施設は、児童福祉法に基づく児童福祉施設で、配偶者のいない女性又はこれに準ずる事情にある女性及びその者の監護すべき児童を入所させて保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援することを目的としています。

平成15年4月より社会福祉法人ファミリーケアサービスに委託して運営しておりましたが、入所世帯数の減少等の理由により、令和8年3月31日をもって施設を廃止しました。

8. その他

1) 出産祝金支給状況

赤ちゃんの誕生を祝福し、子育てを支援するため、出産祝金として子ども1人つき3万円分の「横手市共通商品券」を支給しています。（令和元年9月20日より、支給要件を緩和）

支給年度	合 計
R2. 4～ R3. 3支給分	382人 11,460,000円
R3. 4～ R4. 3支給分	358人 10,740,000円
R4. 4～ R5. 3支給分	329人 9,870,000円
R5. 4～ R6. 3支給分	274人 8,220,000円
R6. 4～ R7. 3支給分	288人 8,640,000円
R7. 4～ R8. 3支給分	240人 7,200,000円

母子・父子福祉

母子・父子福祉の動向

横手市では母子家庭として把握している世帯数が、令和7年8月1日現在777世帯です。母子世帯のうち30歳代と40歳代の母親が81.7%となっているほか、母と子のみの世帯が44.8%、収入が年間125万円未満の母親が22.8%となっています。一方、父子家庭世帯数は同日現在119世帯で、30歳代と40歳代の父親が63.0%、父と子のみの世帯が49.6%、収入が年間125万円未満の父親が11.8%となっています。

ひとり親家庭は、精神的にも経済的にも不安定な状況におかれやすいため、その家庭の児童の育成のための配慮から、必要な保護、指導が行われると同時に、養育者に対しては、その養育責任を遂行できるよう必要な援助が特に求められていると考えられます。

これらを補うため、母子父子寡婦福祉資金やひとり親家庭等住宅整備資金の貸付のほか、母子・父子自立支援員による求職活動や職業能力の向上に関する支援などが行われています。また、令和7年度では相談件数が母子父子で延べ265件(前年度比-1件)とほぼ横ばいとなっており、これからも子育てと生計維持を一人で担わなければならないひとり親の経済的自立を支えていくことが求められています。

秋田県母子寡婦福祉連合会では、ひとり親家庭の親と子が一堂に集い、親睦を深めるための交流事業として、ポーセラーツ作りを計画したところ、10名の参加がありました。

1. 横手市の母子・父子世帯

1) 横手市の母子世帯の実態

令和7年8月1日現在 単位：人

年母 齢の	20歳未満		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳以上		計	
		1		36		229		406		100		5		777
な母 つ子 た世 帯因に	死 別						離婚	遺棄	行方 不明	配偶者 の障 がい	拘禁	未婚 の母	その 他	合計
	病死	交通 事故	産業 災害	自殺	その 他	小計								
	36	0	1	12	2	51	652	2	0	5	0	66	1	777
用母 形の 態雇	自営業	常用 雇用者	臨時 雇用者	日雇 雇用者	パート		内職	その他 雇用者	無職	不明		計		
	25	513	21	2	141		3	10	53	9		777		
母の 収入	無	50万円 未満	50万円 ～ 75万円	75万円 ～ 100万円	100万円 ～ 125万円	125万円 ～ 180万円	180万円 ～ 240万円	240万円 ～ 300万円	300万円 ～ 500万円	500 万円 以上	不明	計		
	64	6	8	40	59	207	209	89	54	4	37	777		
児童 の状 況	就学前	就 学						就職	無職	その他	計			
		義務教育		高等 学校	短大	大学	専門学校 その他							
		小学校	中学校											
	159	375	233	304	5	28	17	10	4	11	1,146			
み母 と世 帯の	20歳未満		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳以上		計	
	0		10		97		189		49		3		348	
一世帯当たり児童数							1.47人							

2) 横手市の父子世帯の実態

令和7年8月1日現在 単位：人

年父 齢の	20歳未満		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳以上		計	
		0		2		17		58		33		9		119
な父 つ子 た世 帯因に	死 別						離婚	遺棄	行方 不明	配偶者 の障 がい	拘禁	未婚 の父	その 他	合計
	病死	交通 事故	産業 災害	自殺	その 他	小計								
	23	1	0	0	0	24	88	0	0	7	0	0	0	119
用父 形の 態雇	自営業	常用 雇用者	臨時 雇用者	日雇 雇用者	パート		内職	その他 雇用者	無職	不明		計		
	22	91	1	0	3		0	1	1	0		119		
父の 収入	無	50万円 未満	50万円 ～ 75万円	75万円 ～ 100万円	100万円 ～ 125万円	125万円 ～ 180万円	180万円 ～ 240万円	240万円 ～ 300万円	300万円 ～ 500万円	500 万円 以上	不明	計		
	6	1	0	3	4	5	27	34	21	6	12	119		
児童 の状 況	就学前	就 学						就職	無職	その他	計			
		義務教育		高等 学校	短大	大学	専門学校 その他							
		小学校	中学校											
	17	58	42	40	0	4	3	2	1	7	174			
み父 と世 帯の	20歳未満		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳以上		計	
	0		1		9		29		15		5		59	
一世帯当たり児童数							1.46人							

2. 母子・父子福祉事業

1) 母子・父子自立支援員

ひとり親家庭等の福祉に関して実情を把握し、個人それぞれのケースに応じて自立に必要な相談や情報提供及び指導等を行っています。

○母子・父子自立支援員 3名

(1) 相談指導の状況(令和2年度～令和7年度)

単位：件

※()内は延件数

	生活一般		生活援護		児童問題		計	
	母子	父子	母子	父子	母子	父子	母子	父子
令和2年度	142 (233)	7 (10)	170 (324)	22 (38)	44 (87)	2 (2)	356 (644)	31 (50)
令和3年度	87 (164)	5 (6)	144 (324)	18 (31)	42 (91)	2 (2)	273 (579)	25 (39)
令和4年度	76 (161)	6 (6)	115 (221)	16 (27)	36 (85)	4 (4)	227 (467)	26 (37)
令和5年度	62 (114)	9 (12)	132 (178)	8 (12)	20 (33)	2 (6)	214 (325)	19 (30)
令和6年度	32 (58)	3 (3)	109 (177)	12 (16)	10 (11)	1 (1)	151 (246)	16 (20)
令和7年度	45 (62)	3 (3)	113 (175)	13 (14)	4 (9)	1 (2)	162 (246)	17 (19)
備考	住宅、医療、家庭紛争、就労、結婚、養育費、借金、その他		母子寡婦福祉資金、公的年金、児童扶養手当、生活保護、税、その他		養育、教育、非行、就職、母子生活支援施設			

2) ひとり親家庭等住宅整備資金の貸付け

市内に居住する母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の住宅の補修や増改築に必要な整備資金の貸付けを行います。

- 貸付限度額 150万円以内
- 貸付利率 年0.9% (年2回の見直しあり、所得税の非課税世帯は無利子)
- 償還期間 措置期間(1年以内)経過後9年以内

3) 母子寡婦福祉資金の貸付け

配偶者のいない方で現に児童を扶養しているものに対し、その経済的自立と生活意欲の助長を図り、あわせてその児童の福祉の増進に資するための資金の貸付けをしています。

※母子父子寡婦資金の貸付け条件

- 対象者 ひとり親家庭の父・母・寡婦
- 保証人 1人
- 償還方法 償還期間内に年賦・半年賦または月賦で返還

(単位：千円)

年度	令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
事業開始資金									
事業継続資金									
修学資金	高等学校								
	大学または	1	2,160	1	540	2	2,100	2	2,100
	高等専門学校								
技能取得資金									
修業資金					1	300	1	480	
就職支度資金									
療養資金									
生活資金	1	600							
住宅資金									
転宅資金									
就学支度資金	1	580	2	970	1	480	1	255	
結婚資金									
児童扶養資金									
計	3	3,340	3	1,510	4	2,880	4	2,835	

3. ひとり親家庭支援事業

1) ひとり親家庭ふれあい交流事業

秋田県母子寡婦福祉連合会で行われている事業で、日常、親子そろって楽しむ機会が少ないひとり親家庭の親と子が一堂に集い、楽しく過ごしながら相互の親睦を深めるために行っています。

(1) 親子交流会実施状況

	月 日	事 業 内 容	参加人数
R 3		新型コロナウイルス感染予防のため中止	—
R 4		新型コロナウイルス感染予防のため中止	—
R 5	10月15日（日）	秋田ふるさと村 ※定員に達しないため中止	—
R 6	9月29日（日）	横手市交流センターY ² ふらざ ポーセラーツづくり	15名
R 7	11月9日（日）	横手市交流センターY ² ふらざ ポーセラーツづくり	10名

障がい者福祉

障がい者福祉の動向

障がい者福祉については、2003(平成15)年度から“障がいのある人も家庭や地域で普通の生活ができる社会に”というノーマライゼーションの流れの中で、障がい者や地域住民の意識に変化が見られるようになり、国・県はもとより障がい者の身近な市町村においても障がい者のニーズに合った施策推進と、障がい種別に係わらず均衡のある福祉サービスの提供が求められております。

2006(平成18)年4月からは「障害者自立支援法」に基づく新たな体系でのサービス提供が確立され、福祉サービスを利用者が自由に選択することができるようになっております。さらに、施行から3年ごとに障害福祉サービス報酬の改正や低所得世帯の利用者負担を無料とする利用者負担の軽減も行われるなど法の一部改正が行われてきました。

2012(平成24)年6月には「障害者自立支援法」に替わり、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」が成立し、2013(平成25)年4月から施行されております。

障害者総合支援法では近年、障がい福祉サービスの対象者に難病患者の方が加わり、これまでの“障害程度区分”から“障害支援区分”への見直し、“共同生活援助”と“共同生活介護”との一元化等さまざまな制度の改正がされております。

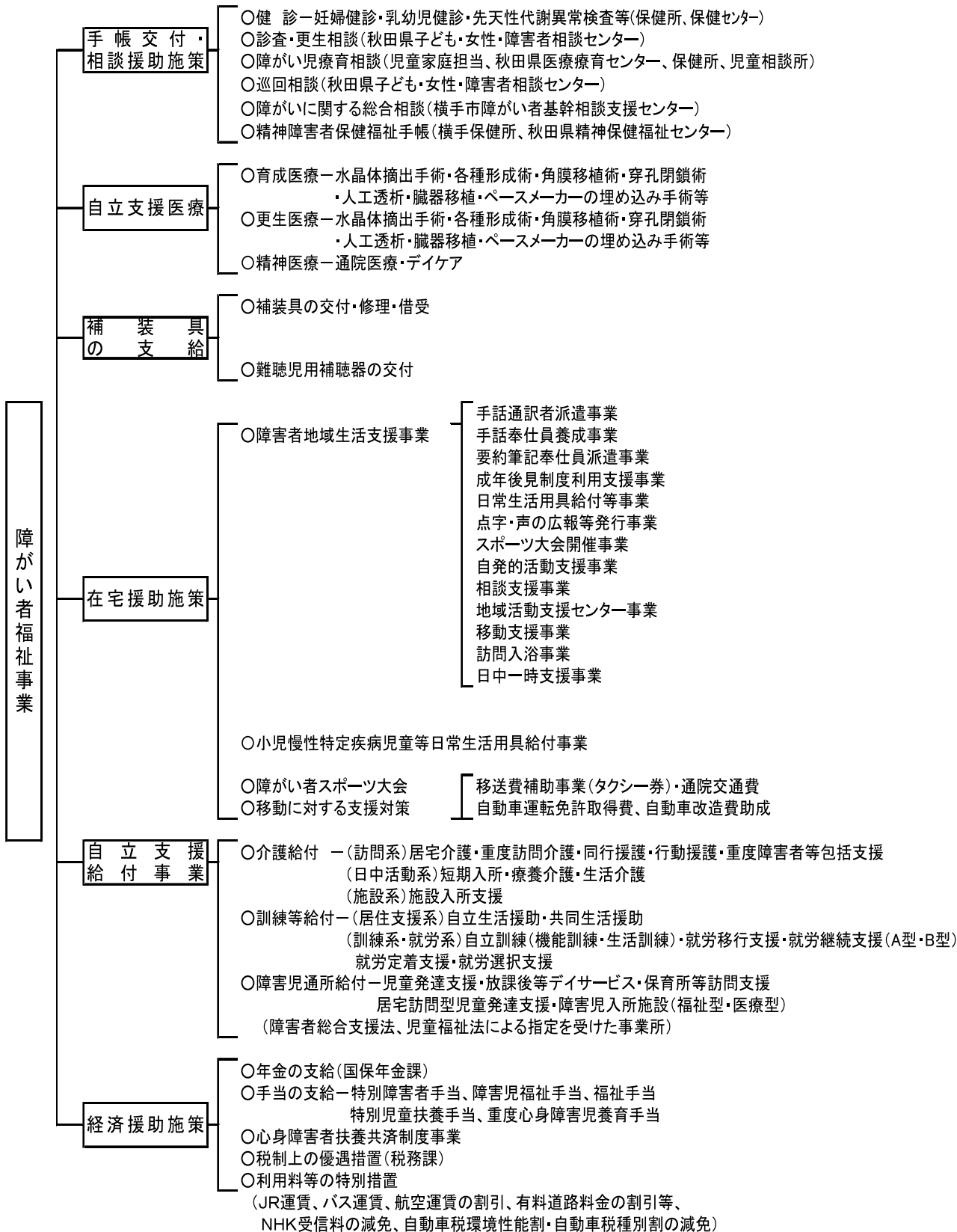
2016(平成28)年4月には、障がい者差別の解消と個人としての尊重による共生社会の実現のため「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定されております。同年5月には「発達障害者支援法」が改正され、発達障害者への支援は社会的障壁を除去するためとされています。

また、2018(平成30)年4月改正により、障がい者自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われ、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充が図られました。

2019(令和元)年6月には「障害者の雇用の促進等に関する一部を改正する法律」が成立し、障がい者が働きやすい環境作り、また、全ての労働者にとっても働きやすい場をつくることを目指しています。

市では、新たに2027(令和9)年度を始期とする「第8期横手市障がい福祉計画」「第4期横手市障がい児福祉計画」(総称:よこてハートフルプラン)の策定を進めています。誰もが地域で安心して暮らし、自分らしく生活できる共生社会の実現を目指し、今後も障がい福祉施策の充実に取り組んでまいります。

1. 障がい者福祉事業の概要



2. 身体障害者手帳所持者

①年齢別・性別・等級別

令和8年3月31日現在 単位:人

年齢区分 級別	0~5			6~14			15~17			18~59			60~64			65~69			70歳以上			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	2		2	1	3	4	1	1	2	103	63	166	38	25	63	56	33	89	321	342	663	522	467	989
2		5	5	2	5	7				39	30	69	14	16	30	16	31	47	180	217	397	251	304	555
3				2	1	3	2		2	46	26	72	13	18	31	24	36	60	203	311	514	290	392	682
4	1	1	2	2		2	1	1	2	43	28	71	19	23	42	36	51	87	351	585	936	453	689	1,142
5										9	8	17	4	1	5	10	7	17	58	71	129	81	87	168
6							3	3		8	6	14	10	4	14	11	4	15	56	84	140	85	101	186
合計	3	6	9	7	9	16	4	5	9	248	161	409	98	87	185	153	162	315	1,169	1,610	2,779	1,682	2,040	3,722

②障がい別・性別・等級別

令和8年3月31日現在 単位:人

障がい区分 級別	視覚障がい			聴覚障がい			平行機能障がい			音声・言語機能障がい			そしゃく機能障がい			肢体不自由			内部障がい			合計			
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
1	33	49	82	1	4	5				0	2	2				0	155	170	325	331	244	575	522	467	989
2	35	36	71	13	29	42				0		0			0	0	199	237	436	4	2	6	251	304	555
3	3	10	13	14	19	33				0	21	6	27	2	2	133	278	411	117	79	196	290	392	682	
4	7	7	14	128	169	297				0	7	5	12	2	4	6	158	391	549	151	113	264	453	689	1,142
5	11	17	28	1		1				0	/	/	/	0	0	69	70	139	/	/	/	0	81	87	168
6	4	6	10	30	57	87				0	/	/	/	0	0	51	38	89	/	/	/	0	85	101	186
合計	93	125	218	187	278	465	0	0	0	30	11	41	4	4	8	765	1,184	1,949	603	438	1,041	1,682	2,040	3,722	

3. 療育手帳及び精神保健福祉手帳所持者

療育手帳所持者

令和8年3月31日現在 単位:人

年齢 級種	0～5			6～14			15～17			18～59			60～64			65～69			70以上			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
A	2	0	2	9	6	15	6	0	6	147	73	220	10	12	22	9	12	21	30	42	72	213	145	358
B	5	3	8	34	12	46	22	9	31	203	115	318	7	6	13	20	5	25	28	11	39	319	161	480
合計	7	3	10	43	18	61	28	9	37	350	188	538	17	18	35	29	17	46	58	53	111	532	306	838

精神障害者保健福祉手帳所持者

令和8年3月31日現在 単位:人

年齢 級種	0～5			6～14			15～17			18～59			60～64			65～69			70以上			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	0	0	0	0	0	0	4	0	4	30	43	73	5	8	13	11	10	21	16	20	36	66	81	147
2	0	0	0	2	1	3	5	1	6	138	181	319	28	14	42	20	19	39	33	17	50	226	233	459
3	0	0	0	1	1	2	1	0	1	35	36	71	4	6	10	3	3	6	4	3	7	48	49	97
合計	0	0	0	3	2	5	10	1	11	203	260	463	37	28	65	34	32	66	53	40	93	340	363	703

4. 本市における地域生活支援体制

地域の情報

令和8年3月31日現在

担当エリア内の障がい者(児)数	手帳所持者(児)数		施設入所等障がい者(児)数			
	身体障がい者	知的障がい者	入所支援施設	療養介護施設	自立支援医療(精神通院)受給者	精神障害者社会復帰施設
担当エリア内での利用可能な在宅生活支援の事業所数	3,688	730	196	14	1,647	18
	34	108	246			193
	9	9				
	9	9				
担当エリア内に関する特記事項	9	9	16			
	上記サービス提供の実際の状況、上記以外のサービス提供状況等について					
	日中一時支援事業所 16ヶ所					
	基準該当生活介護事業所 3ヶ所					

5. 自立支援給付の状況

障害者総合支援法には「自立支援給付」、「自立支援医療」、「補装具費の支給」、「地域生活支援事業」があります。(介護保険の対象となる方は、介護保険サービスを優先的にご利用いただくこととなります。)

自立支援給付

障がい種別(身体・知的・精神)にかかわらず、障がい者の自立支援を目的に提供するサービスで、次のサービスがあります。

『介護給付』・・・日常生活に必要な支援が受けられます。

『訓練等給付』・・・自立した生活に必要な知識などを身につけます。

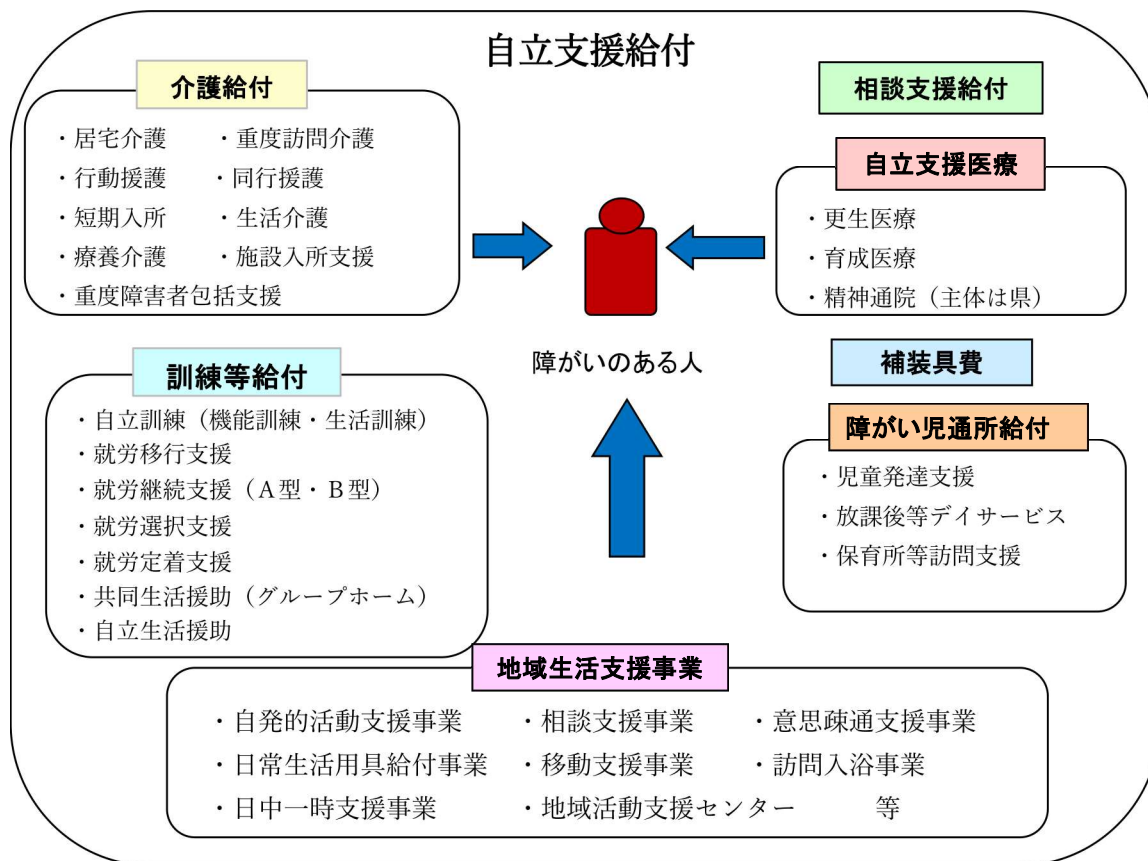
『自立支援医療』・・・心身の障がいの除去や軽減を図るための医療費を支給します

『補装具費の支給』・・・身体機能を補完する補装具費の購入や修理費に要する費用を支給します。

地域生活支援事業

市や県が地域の実情に応じて障がい者の地域生活における生活を支援するための事業で相談支援、移動支援、訪問入浴、日中一時支援などがあります。

サービス体系



6. 自立支援給付費給付実績

サービス種類		令和6年度		令和7年度	
		給付延件数	給付額(円)	給付延件数	給付額(円)
介護給付	居宅介護	980	62,979,942	955	55,397,336
	重度訪問介護	48	19,755,703	41	12,956,180
	同行援護	22	556,950	27	773,170
	行動援護	0	0	0	0
	短期入所	664	27,152,687	628	29,335,547
	療養介護	180	46,664,550	182	47,183,130
	生活介護	4,303	792,304,858	3,869	756,814,352
	施設入所支援	2,617	357,744,695	2,368	365,417,230
	相談支援事業	3,497	73,762,802	3,317	72,541,721
	特定障害者特別給付費	4,083	40,057,122	3,768	37,507,098
	高額障害福祉サービス費	12	503,862	12	717,464
訓練等給付	自立訓練	471	57,721,012	233	28,734,791
	就労移行支援	105	12,943,492	146	13,845,144
	就労継続支援	3,619	474,710,890	3,766	552,081,968
	就労定着支援	111	3,484,740	77	1,791,490
	共同生活援助	1,576	208,185,894	1,484	216,726,286
児童通所支援	児童発達支援	841	32,256,129	962	38,430,466
	医療型児童発達支援	0	0	0	0
	放課後等 デイサービス	2,001	195,190,762	2,245	214,953,065
	居宅訪問型児童発達 支援	0	0	0	0
	保育所等訪問支援	0	0	4	76,840
	障害児相談支援	682	14,373,560	670	15,660,780
	高額障害児通所給付 費	53	253,000	48	236,294
合 計		25,865	2,420,602,650	24,802	2,461,180,352

7. 自立支援医療

①更生医療

身体障がい者に対する障がいの軽減または除去のために医療が必要と認められるとき、必要な医療費を公費で負担します。

年度	項目	支給認定件数 (件)	延給付決定数 (件)	公費負担額 (円)
R5		139	2,366	55,472,772
R6		123	2,168	71,657,118
R7		111	2,040	57,342,505

②育成医療

障がい児に対する障がいの軽減または除去のために医療が必要と認められるとき、必要な医療費を公費で負担します。

年度	項目	支給認定件数 (件)	延給付決定数 (件)	公費負担額 (円)
R5		11	81	515,900
R6		14	68	404,078
R7		10	42	205,619

8. 補装具費の支給

①補装具費の支給

身体障がい者(児)の体の不自由なところを補い、日常生活や職業生活を容易にするために、必要な補装具の購入または修理にかかる費用の一部を公費で負担します。

年度	項目	給付件数 (件)	利用者負担額 (円)	公費負担額 (円)
R5		174	573,423	15,348,733
R6		190	693,498	16,844,792
R7		151	602,098	14,509,477

②難聴児補聴器給付事業

身体障がい者手帳の対象とならない難聴児に対して言語発達やコミュニケーション能力を高めることを目的に補聴器購入に要した費用を助成します。

年度	項目	実利用者数 (人)	助成金額(円)
R5		2	62,000
R6		1	18,000
R7		1	31,000

9. 地域生活支援事業

①相談支援事業

障がいのある方などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援や関係機関との連絡調整を行います。

年度	項目	相談件数 (件)
R5		908
R6		1,254
R7		1,948

②意思疎通支援事業

聴覚などの障がいがあるため、意思疎通を図ることに支障がある方が、病院などに行くときに手話通訳者等の派遣を行います。

年度	項目	実利用者数 (人)	延利用回数 (回)	総事業費 (円)
R5		7	92	2,522,607
R6		9	134	3,098,676
R7		8	122	3,315,486

③日常生活用具給付等事業

重度の障がいのある方に日常生活の便宜を図るため、障がいの種別や程度に応じて、日常生活用具を給付または貸与します。

年度	項目	実給付 品目数	延給付件数 (件)	利用者負担額 (円)	公費負担額 (円)
R5		14	2,234	2,496,607	20,537,901
R6		16	2,113	2,745,568	19,195,588
R7		21	2,045	2,689,814	21,366,023

④小児慢性特定疾病児日常生活用具給付等事業

身体障害者手帳を持っていない在宅の小児慢性特定疾患児の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付します。

年度	項目	実給付 品目数	延給付件数 (件)	利用者負担額 (円)	公費負担額 (円)
R5		1	1	2,250	37,470
R6		0	0	0	0
R7		1	1	27,310	44,190

⑤移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある方に外出支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

年度	項目	実利用者数 (人)	延利用回数 (回)	総事業費 (円)
R5		12	189	1,698,280
R6		8	180	1,525,816
R7		9	207	1,597,477

⑥訪問入浴事業

年度	項目	実利用者数 (人)	延利用回数 (回)	総事業費 (円)
R5		7	523	6,314,328
R6		7	569	6,799,152
R7		7	612	7,290,932

⑦日中一時支援事業

障がいのある方の家族の就労支援や一時的な休息等のために、障がいのある方の日中における生活の場を提供します。

年度	項目	実利用者数 (人)	延利用回数 (回)	総事業費 (円)
R5		49	2,280	5,485,210
R6		51	2,194	5,271,243
R7		50	2,326	5,128,255

⑧自動車運転免許取得費助成事業

身体に障がいのある方等の就労や社会参加活動の促進を図るため自動車操作訓練を終了するに要した費用を助成します。

年度	項目	実利用者数 (人)	助成金額(円)
R5		6	600,000
R6		2	200,000
R7		0	0

⑨自動車改造費助成事業

身体に障がいのある方の就労や社会参加活動の促進を図るため自動車改造に要した費用を助成します。

年度	項目	実利用者数 (人)	助成金額(円)
R5		0	0
R6		1	9,694
R7		1	100,000

地 域 福 祉

1. 地域福祉施策の基本方針

近年、地域福祉を取り巻く環境は、少子高齢化・核家族化の進行に加え、価値観や生活様式の多様化、新型コロナウイルス感染症流行の影響もあり、つながりの希薄化や地域活動の担い手不足が顕著になっています。

こうした地域社会の変容により、市民が抱える問題も複雑化・複合化しており、既存の福祉制度の枠組みでは対応できない困りごとが増えていることから、市では、既存の相談支援事業を活かしつつ、分野を横断し包括的に支援できる体制を構築する「重層的支援体制整備事業」に取り組んでいます。

令和7年度から11年度においては、「みんなが主役！みんなでつくる 人にやさしいまち横手」を基本理念とした「第4次横手市地域福祉計画」に基づき、誰かがやってくれるという他人事ではなく、自分事として向き合い、地域の一人ひとりが主役であるとして、お互いを思いやることのできる、人にやさしいまちづくりを目指します。

2. 災害に強い地域づくり

(1) 避難行動要支援者等に係る避難支援

災害時に避難支援を必要とする方の名簿を整備して、平時から地域の避難支援等関係者に情報提供するとともに、個別避難計画の策定を推進し、災害時の安否確認や避難支援等に資する体制を構築します。

《避難行動要支援者名簿・個別避難計画作成状況》

年度	項目	対象者数 (人)	支援希望者数 (人)	個別避難計画作成数 (件)
R05		9,442	3,249	1,603
R06		9,211	2,843	1,653
R07		9,418	2,723	1,599

(2) 災害時福祉専門職ボランティア登録

大規模な災害発生時に、避難所等において、高齢者や障がい者等の支援に当たる看護師、介護士等の専門知識や経験を有する方を、災害時福祉専門職ボランティアとして事前登録します。

《災害時福祉専門職ボランティア登録者数》

項目 \ 年度	R05	R06	R07
登録者数 (人)	15	15	15

(3) 福祉避難所登録

災害発生時に、要介護の高齢者や障がい者等、一般の避難所での共同生活が難しい方に配慮した「福祉避難所」の登録を進めます。

《福祉避難所登録数》

項目 \ 年度	R05	R06	R07
登録数 (ヶ所)	43	43	42

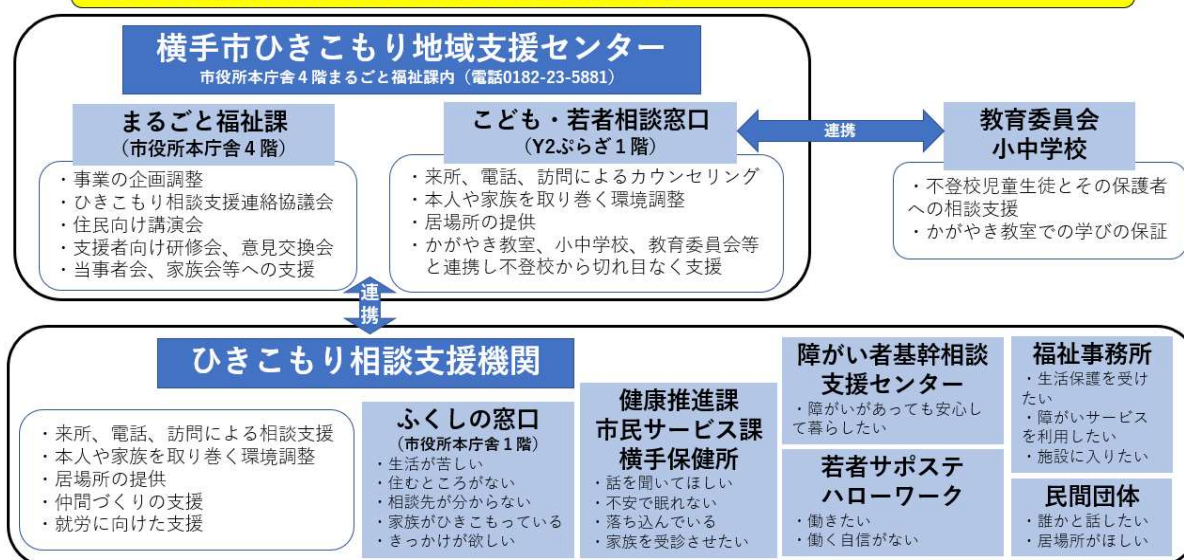
3. 孤独・孤立の問題への対策

(1) 孤独・孤立（ひきこもり）対策推進計画

令和7年度より「第4次横手市地域福祉計画」と一体的に「横手市孤独・孤立（ひきこもり）対策推進計画」を策定し、施策の効果的・効率的な推進を図る取り組みを行っています。

令和7年度 横手市孤独・孤立（ひきこもり）対策推進体制

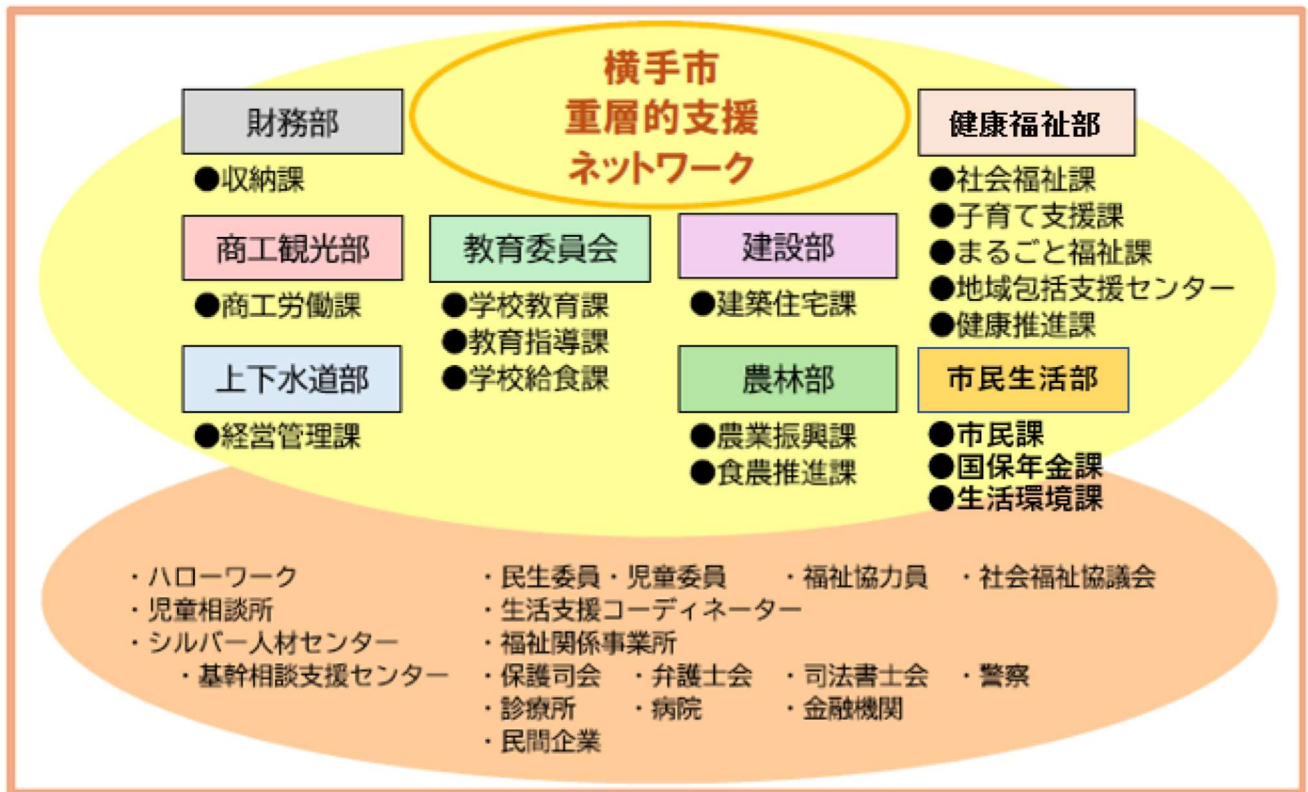
- ・官民の支援機関の連携による相談支援体制を構築するとともに、自律に向けた伴走支援を行う
- ・誰ひとり取り残さない社会を目指し、周知啓発を行う



4. 包括的支援体制の構築

(1) 重層的支援体制整備事業

令和7年度より「第4次横手市地域福祉計画」と一体的に「横手市重層的支援体制整備事業実施計画」を策定し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに取り組んでいます。



高 齢 者 福 祉

1. 超高齢社会の到来と高齢者福祉施策の基本方針

令和8年3月末の横手市の高齢化率は41.9%であり、昨年同月比で約0.7%高くなりました。高齢者数の増加以上に深刻なことは、少子化が進み人口の構成比率が若年者より高齢者に大きく偏っていることです。高齢者世帯、一人暮らし高齢者等の支援のみならず、地域社会の維持・存続という観点からも、元気な高齢者が担い手として活躍できる「地域共生社会の実現」に向けた対策は、重要な課題の一つとなっています。

市では、令和6年度から8年度を計画期間とする「第9期横手市高齢者福祉計画」に基づき、横手市に暮らす誰もが、未来への希望を抱き生きていくために、家族の絆・地域の絆を深め、ともに支え合い、助け合う地域社会を目指し、高齢者福祉サービスを提供してまいります。

【高齢者人口】

人口 年度	人口（人）			65歳以上人口（人）			高齢化率（%）		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
RO5	38,755	42,861	81,616	14,163	19,119	33,282	36.5	44.6	40.7
RO6	38,016	41,979	79,995	14,084	18,939	33,023	37.0	45.1	41.2
RO7	37,135	41,040	78,175	13,987	18,738	32,725	37.7	45.7	41.9

※年度末の横手市住民基本台帳による

【高齢者世帯数】（参考：秋田県「高齢者数・高齢者世帯数調査」による）

年度	世帯 総数	65歳以上の 高齢者だけの世帯		ひとり暮らしの高齢者			2人以上の 高齢者のみ世帯	
		世帯数	割合(%)	男 (人)	女 (人)	割合(%)	世帯数	割合 (%)
RO5	30,834	10,765	34.9	1,921	3,733	18.3	5,111	16.6
RO6	30,750	11,041	35.9	2,054	3,847	19.2	5,140	16.7
RO7	30,656	11,330	37.0	2,154	3,952	19.9	5,224	17.0

※各年8月1日現在

2. 地域見守り体制の構築

(1) 緊急時あんしんボタン配布事業

概ね65歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、身体障害者手帳等を所持し日常生活に不安を抱えている方のいる世帯及びこれに準ずる世帯を対象に、かかりつけ医や緊急連絡先等の情報を入れる容器（あんしんボタン）を配布し、冷蔵庫内に設置することで119番通報の際に救急隊員があんしんボタンから必要な情報を把握できることから、緊急時の迅速かつ適切な対応につなげます。

《ボタン配布実績》

年度 項目	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07	延配布数
配布世帯数（件）	23	24	66	61	168	64	94	96	2,117

※R4年度から配布時の手続きを簡略化し、民生委員等による設置を可能としています

(2) 見守り安心事業

75歳以上の一人暮らし高齢者、身体障害者手帳等の所持者、介護認定者のいる世帯及びこれに準ずる世帯の自宅のトイレに通信機能付きの電球を設置し、一定時間、点灯・消灯の操作がない場合に緊急連絡先へ通報するシステムを利用して、日常的な見守りを行います。

（単位：人）

年度 地域	横手	増田	平鹿	雄物川	大森	十文字	山内	大雄	合計
R05	106	7	19	16	10	33	11	8	210
R06	88	8	11	13	6	29	10	7	172
R07	101	8	13	14	5	27	11	10	189

3. 敬老意識の醸成

(1) 長寿祝金支給事業

横手市に10年間居住し、満100歳に達した高齢者に対し、祝金10万円（横手にぎわい商品券）および賀詞を贈呈。満88歳に達する高齢者に対し、賀詞を贈呈します。

《100歳長寿祝金贈呈者数》

（単位：人）

年度 性別	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07
男性	6	8	9	4	11	3	9	4	9
女性	20	20	27	33	30	46	36	36	37

《 88歳長寿祝賀詞贈呈者数》

(単位：人)

年度 \ 地域	横手	増田	平鹿	雄物川	大森	十文字	山内	大雄	合計
R05	329	80	127	86	72	110	37	54	895
R06	299	71	114	87	63	128	39	45	846
R07	281	61	109	81	74	112	46	35	799

(2) 敬老事業費補助金

地域において、75歳以上の方を対象とした敬老事業を実施する団体（自治会、婦人会、共助組織等）へ補助金を交付します。

《交付団体数》

年度 \ 地域	横手	増田	平鹿	雄物川	大森	十文字	山内	大雄	合計
R05	21	1	0	5	0	6	9	5	47
R06	38	2	1	6	7	12	9	8	83
R07	37	4	1	4	8	11	10	6	81

4. 日常生活への支援

(1) 高齢者等雪下ろし雪寄せ支援事業

概ね65歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、身体障がい者のみ世帯及び母子世帯で、独力での雪寄せ及び雪下ろしが困難で、且つ親族や近隣者等からの援助を得ることができない世帯を対象に、間口や住宅敷地内の雪寄せ及び家屋屋根の雪下ろしを業者や個人、共助組織等に委託して実施した場合、市民税課税状況に応じて費用の一部を助成します。

《雪下ろし利用状況》 ※市民税非課税世帯（生活保護世帯除く）、均等割のみ課税世帯が対象です

年度 \ 項目	登録者数 (人)	利用者数 (人)	市助成金額 (円)
R05	1,007	7	45,000
R06	1,094	775	8,435,000
R07	1,170	835	10,038,000

《雪寄せ利用状況》 ※市民税非課税世帯（生活保護世帯除く）、均等割のみ課税世帯が対象です

年度 \ 項目	登録人数 (人)	利用者数 (人)	助成金額 (円)
R05	399	399	6,503,228
R06	378	378	6,760,536
R07	648	603	6,697,000

(2) 交通助成券交付事業

自家用車を持たない75歳以上の高齢者に、市内を走る交通機関で使用できる交通助成券を交付します。(年間3,000円分：1枚100円30枚つぶり)

(単位：人)

年度 \ 地域	横手	増田	平鹿	雄物川	大森	十文字	山内	大雄	合計
RO5	503	66	97	61	83	136	30	44	1,020
RO6	1,094	183	238	138	144	259	59	75	2,190
RO7	920	102	169	76	140	190	45	50	1,692

5. 健康づくりの推進

(1) はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業

当該年度の4月1日現在75歳以上の方を対象に、健康の保持及び増進を図るため、市登録の施術所で利用できる「はり・きゅう・マッサージ施術券」を年12回分交付します。

年度 \ 項目	対象者数 (人)	申請者数 (人)	交付枚数 (枚)	利用枚数 (枚)
RO5	18,098	1,126	13,512	5,474
RO6	18,169	998	11,976	5,407
RO7	18,501	1,023	12,276	4,892

6. 生きがいづくり・社会参加の促進

(1) 老人クラブ活動助成事業

老人クラブは、老後の生活を明るく豊かなものにするため、娯楽や趣味、スポーツ、社会奉仕など広い分野で活動しています。県老連大学講座の受講、県内各地で開催されるスポーツ大会への積極参加及び研修旅行等、活動の場を広げております。

《令和7年度 老人クラブの状況》

地域	横手	増田	平鹿	雄物川	大森	十文字	山内	大雄	合計
クラブ数	22	5	2	10	15	10	2	10	76
会員数(人)	494	142	60	266	434	243	46	357	2,042

《令和7年度 老人クラブ助成事業実施状況》

項目	助成費（円）	内訳等
単位老人クラブ活動費	3,059,760	3,355 円×12 月×76 クラブ
社会貢献活動支援事業費	352,800	6,300 円×56 クラブ
市町村老人クラブ連合会活動費	324,608	市町村均等割分 194,000 円 加入会員数分 130,608 円 72 円×加入会員 1,814 人
健康づくり事業	1,040,408	高齢者健康福祉まつり 693,928 円 老人クラブ連合会スポーツ大会 236,480 円 趣味の作品展示会 110,000 円
計	4,777,576	

7. 在宅介護への支援

(1) 移送サービス事業

概ね65歳以上の高齢者及び身体障がい者の方で、常時臥床等により座位がとれず一般の交通機関（介護タクシーを含む）を利用することが困難な方を対象に、医療機関への通院又は入退院するときなど移送用車両により送迎します。

年度 \ 項目	実利用者数 （人）	延利用回数 （回）	総事業費 （円）	利用者負担額 （円）
RO5	44	249	1,929,800	585,000
RO6	50	389	3,268,930	1,007,200
RO7	42	320	2,786,140	872,200

8. 要援護高齢者の保護

(1) 高齢者福祉施設入所措置事業

養護者がいない概ね65歳以上の方で、身体上若しくは精神上、又は住居環境的理由及び経済的理由により居宅において生活困難な方を対象に、養護老人ホーム等に入所措置します。

養護老人ホームの入所措置状況

令和8年4月1日現在

運営主体	〒	所在地	電話番号	施設名	定員 (人)	入所者 (人)
(福)相和会	013-0821	横手市上境字大上境 158-1	0182(36)1211	養護老人ホーム 映月荘	80	76
湯沢市	012-0855	湯沢市関口字石田 108	0183(73)2471	養護老人ホーム 愛宕荘	100	17
(福)松寿会	010-1654	秋田市浜田字陳ヶ原 15-8	0188(28)6600	養護老人ホーム 松峰園	55	4
(福)仙北市 社会福祉協議会	014-0314	仙北市角館町白岩上西野 87-13	0187(53)2870	養護老人ホーム 角館寿楽荘	75	14
(福)秋田聖徳会	010-0925	秋田市旭南1丁目5-6	018(862)3267	秋田聖徳会 養護老人ホーム	100	1
合 計				施設	410	112
				(うち、横手市内1施設)	80	76

介 護 保 険

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で担いながら、質の高い介護サービスを提供することを目的とした仕組みとして平成12年4月に始まりました。

全国的に高齢化が進む中、超高齢社会先進地とも言える当市では今後も高齢化率は上がり続け、令和22年には高齢者を支える生産年齢人口が1.0人となる見込みです。

そのような中、「『まめでらが』『えがったなあ』が合言葉のまち、よこて～一人ひとりが自分らしい生活を送り、共に支え合うまちづくり～」を基本理念とした「第9期横手市介護保険事業計画」に基づき、適正かつ円滑な介護保険サービスの提供に努めています。

令和9年3月には、令和9年度から11年度までを計画期間とする「第10期横手市介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」について、新たに「第1期横手市認知症施策推進計画」と一体的に策定する予定です。

団塊の世代が75歳を迎え、今後、団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年を見据えた中長期的な将来予測が重要となるため、この計画に基づき、高齢者施策、介護保険事業、および認知症施策の推進に取り組みます。

1. 被保険者数の推移

(単位:人)

	令和5年度末	令和6年度末	令和7年度末
65歳以上75歳未満	15,093	14,568	14,002
75歳以上	18,226	18,482	18,757
合計	33,319	33,050	32,759
人口	81,616	79,995	78,175
人口に占める割合	40.8%	41.3%	41.9%

2. 要介護(要支援)認定者数の推移

(単位:人)

区分	令和5年度末	令和6年度末	令和7年度末
要支援1	486	544	620
要支援2	775	779	758
要介護1	1,448	1,431	1,433
要介護2	1,384	1,382	1,361
要介護3	1,098	1,052	1,099
要介護4	955	967	927
要介護5	843	791	748
合計	6,989	6,946	6,946

3. 受給者数

(介護保険事業状況報告月報 3月分)

①居宅介護(介護予防)サービス受給者数

(単位:人)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
第1号被保険者	152	293	1,020	1,083	678	390	306	3,922
第2号被保険者	1	1	14	21	15	8	6	66
総数	153	294	1,034	1,104	693	398	312	3,988

②地域密着型(介護予防)サービス受給者数

(単位:人)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
第1号被保険者	1	3	347	340	262	148	102	1,203
第2号被保険者	0	0	8	5	6	0	0	19
総数	1	3	355	345	268	148	102	1,222

③施設介護サービス受給者数

(単位:人)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
介護老人福祉施設	2	10	117	308	240	677
第1号被保険者	2	10	116	307	239	674
第2号被保険者	0	0	1	1	1	3
介護老人保健施設	25	62	125	99	96	407
第1号被保険者	25	62	124	97	94	402
第2号被保険者	0	0	1	2	2	5
介護医療院	1	0	0	0	4	5
第1号被保険者	1	0	0	0	4	5
第2号被保険者	0	0	0	0	0	0
総数	28	72	242	407	340	1,089

※総数は実人数のため、各施設の合計数とは合わない場合がある

4. 給付実績

①保険給付費

サービス等の種類	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1. 介護サービス給付費	10,651,591,850	10,763,366,746	10,692,372,935
i) 居宅介護サービス給付費	4,457,105,411	4,425,426,114	4,337,478,824
①訪問介護	1,211,632,339	1,171,822,974	1,081,667,522
②訪問入浴介護	100,706,460	100,812,955	92,851,679
③訪問看護	119,165,041	142,478,466	156,539,256
④訪問リハビリテーション	38,230,317	38,871,765	39,324,733
⑤居宅療養管理指導	27,746,047	87,824,535	39,071,728
⑥通所介護	655,088,812	594,900,077	604,825,464
⑦通所リハビリテーション	189,301,124	194,725,573	189,151,869
⑧短期入所生活介護	1,456,155,143	1,444,214,846	1,440,906,658
⑨短期入所療養介護	46,264,238	39,101,267	41,519,159
⑩特定施設入所者生活介護	274,756,275	272,668,137	322,682,502
⑪福祉用具貸与	338,059,615	338,005,519	328,938,254
ii) 地域密着型サービス給付費	2,021,639,181	2,062,427,695	2,042,077,618
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	142,965,256	162,761,035	165,421,594
②夜間対応型訪問介護	0	0	0
③地域密着型通所介護	434,735,276	446,772,921	444,287,028
④認知症対応型通所介護	68,149,076	65,098,776	62,914,531
⑤小規模多機能型居宅介護	152,686,535	147,350,475	148,667,676
⑥認知症対応型共同生活介護(短期含)	694,701,450	677,139,020	632,620,436
⑦特定施設入居者生活介護	71,022,345	70,544,960	70,941,097
⑧地域密着型介護老人福祉施設	457,167,482	492,760,508	496,271,427
⑨看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)	211,761	0	20,953,829
iii) 施設介護サービス給付費	3,463,050,921	3,564,116,670	3,626,417,311
①介護老人福祉施設サービス	2,086,177,807	2,187,943,375	2,238,958,503
②介護老人保健施設サービス	1,360,900,814	1,364,695,010	1,373,239,528
④介護医療院サービス	15,972,300	11,478,285	14,219,280
iv) 居宅介護福祉用具購入費	12,608,975	13,974,597	14,542,823
v) 居宅介護住宅改修費	13,049,068	14,339,384	13,109,080
vi) 居宅介護サービス計画給付費	684,138,294	683,082,286	658,747,279
2. 介護予防サービス給付費	102,630,503	104,618,547	103,305,679
i) 介護予防サービス費	67,475,550	67,861,505	67,649,356
①介護予防訪問入浴介護	313,866	55,440	
②介護予防訪問看護	1,167,593	2,429,757	3,910,025
③介護予防訪問リハビリテーション	1,850,634	2,209,032	2,214,288
④介護予防居宅療養管理指導	791,337	1,840,079	2,432,771
⑤介護予防通所リハビリテーション	10,780,250	9,825,386	8,558,100
⑥介護予防短期入所生活介護	9,009,171	8,674,634	9,041,641
⑦介護予防短期入所療養介護	0	195,678	100,620
⑧介護予防特定施設入所者生活介護	20,686,549	17,708,504	14,563,544
⑨介護予防福祉用具貸与	22,876,150	24,922,995	26,828,367
ii) 地域密着型介護予防サービス給付費	6,744,168	5,000,994	4,168,476
①介護予防認知症対応型通所介護	0	0	
②介護予防小規模多機能型居宅介護	6,304,041	5,000,994	4,168,476
③介護予防認知症対応型共同生活介護	440,127	0	
iii) 介護予防福祉用具購入費	2,028,500	2,366,042	2,722,855
iv) 介護予防住宅改修費	4,398,633	5,855,815	4,048,012
v) 介護予防サービス計画給付費	21,983,652	23,534,191	24,716,980
3. 高額介護サービス費	282,878,289	290,068,551	289,092,802
4. 特定入所者介護サービス費	511,468,669	498,514,708	482,815,998
5. 審査支払手数料	14,600,677	14,673,659	14,489,384
合 計	11,563,169,988	11,671,242,211	11,582,076,798

②市町村特別給付費(介護用品支給券支給事業)

項目	支給人数 (件)	支給枚数 (枚)	使用枚数 (枚)	総事業費 (円)
令和5年度	819	58,091	48,271	24,135,500
令和6年度	835	57,457	49,974	24,987,000
令和7年度	842	56,029	47,964	23,982,000

5. 第1号被保険者の介護保険料（令和7年度）

段階	対象者	保険料年額(円)	
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者 世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80.9万円以下の人	基準額 ×0.285	22,900
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80.9万円を超え、120万円以下の人	基準額 ×0.485	39,100
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	基準額 ×0.685	55,200
第4段階	市民税課税世帯で、本人が市民税非課税かつ前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80.9万円以下の人	基準額 ×0.90	72,600
第5段階	市民税課税世帯で、本人が市民税非課税かつ前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80.9万円を超える人	基準額	80,700
第6段階	市民税課税世帯で、前年の合計所得金額の合計が120万円未満の人	基準額 ×1.20	96,800
第7段階	市民税課税世帯で、前年の合計所得金額の合計が120万円以上210万円未満の人	基準額 ×1.30	104,900
第8段階	市民税課税世帯で、前年の合計所得金額の合計が210万円以上320万円未満の人	基準額 ×1.50	121,000
第9段階	市民税課税世帯で、前年の合計所得金額の合計が320万円以上420万円未満の人	基準額 ×1.70	137,100
第10段階	市民税課税世帯で、前年の合計所得金額の合計が420万円以上520万円未満の人	基準額 ×1.90	153,300
第11段階	市民税課税世帯で、前年の合計所得金額の合計が520万円以上620万円未満の人	基準額 ×2.10	169,400
第12段階	市民税課税世帯で、前年の合計所得金額の合計が620万円以上720万円未満の人	基準額 ×2.30	185,600
第13段階	市民税課税世帯で、前年の合計所得金額の合計が720万円以上の人	基準額 ×2.40	193,600

6. 介護保険施設等の設置状況

(令和8年4月1日現在)

施設区分	東部	西部	南部	計
介護老人福祉施設	5施設 200人	4施設 230人	4施設 198人	13施設 628人
地域密着型介護老人福祉施設	1施設 29人	2施設 49人	2施設 58人	5施設 136人
介護老人保健施設	1施設 150人	1施設 100人	2施設 200人	4施設 450人
グループホーム	3施設 45人	6施設 99人	6施設 72人	15施設 216人
特定施設入居者生活介護	3施設 123人	1施設 30人		4施設 153人
地域密着型特定施設入居者生活介護	1施設 29人			1施設 29人
小規模多機能型居宅介護	1施設 29人	1施設 25人		2施設 54人
看護小規模多機能型居宅介護			1施設 29人	1施設 29人

※上段は施設数、下段は定員数(小規模多機能型居宅介護においては、登録者数)

東部は横手・山内、西部は雄物川・大森・大雄、南部は増田・平鹿・十文字

横手市地域包括支援センターの動向

横手市地域包括支援センターは、人口約2～3万人程度に区分けられる東部・西部・南部それぞれの圏域ごとにセンターを設置しています。各センターの場所は、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件・介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、地域包括ケアシステムを構築する区域として定めたものです。

3圏域を日常生活圏域として、各圏域の地域特性に合わせた取り組みとして、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するとともに、ワンストップ相談窓口としての役割も担っています。

第9期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画では「支える側」「支えられる側」という関係を越えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持って助け合いながら暮らしていくことのできる社会、「地域共生社会」の実現を重点に据え、これまで進めてきた取り組みの更なる充実・強化を図っていきます。

地域ケア会議への多職種参加を推進し、地域課題解決と地域づくりへ展開するための仕組みを構築します。また、関係部署との連携を図り、事業間連動を推進させ地域支援事業の効果的な実施を目指すとともに、市民や民間事業者等の多様な主体との協働により、地域ネットワークづくりを推進します。

増加している認知症高齢者等への対応として、認知症への地域理解を深めるための普及啓発を推進し、地域での見守り体制の強化と、認知症の本人や家族が早期に相談でき、そして支援できる体制を更に進め、地域共生社会を目指します。

高齢者が社会参加の機会を得て健康増進や介護予防に取り組むという、自立支援・重度化防止の推進のためにセルフケアの意識を定着させ、一人ひとりが自立した生活の維持に取り組めるよう、集中介入期から状態が安定している生活期までの、それぞれの状態像に応じた介護予防マネジメントの実施に努めます。

高齢者の権利が守られ、安心して暮らせる取り組みとして、専門職や関係機関との連携を強化し、高齢者虐待防止と権利擁護に関する情報の発信・普及啓発を図り、支援を強化します。

第9期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画に基づいた各種事業の着実な実施と、効果・検証への取り組みにより、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう「まめでらが」「えがったなあ」と声を交わしあい、つながり、支え合うまちづくりの実現に向けて地域包括ケアシステムの更なる充実を推進します。

横手市地域包括支援センターの沿革

組織運営形態	横手市直営 横手市健康福祉部 地域包括支援センター
所在地及びセンター名称	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 横手市東部地域包括支援センター（横手保健センター内） 〒013-0044 横手市横山町1番1号 TEL 0182-35-2160 FAX 0182-33-2722 ◇ 横手市西部地域包括支援センター （大森町高齢者等保健福祉センター内） 〒013-0525 横手市大森町字菅生田245番地206 TEL 0182-35-2135 FAX 0182-56-4026 ◇ 横手市南部地域包括支援センター（十文字庁舎内） 〒019-0529 横手市十文字町字海道下12番地5 TEL 0182-35-2177 FAX 0182-42-5155
指定介護予防支援事業所	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 横手市東部地域包括支援センター（指定事業所番号 0500300074） ◇ 横手市西部地域包括支援センター（指定事業所番号 0500300033） ◇ 横手市南部地域包括支援センター（指定事業所番号 0500300082）
沿革	<p>平成18年4月1日 横手市役所大森庁舎内に開設</p> <p>平成20年4月1日 東部・西部・南部の3センター体制となる</p> <p>平成21年4月1日 西部地域包括支援センター内に横手市大森町居宅介護支援事業所を併設</p> <p>平成23年4月1日 横手市福祉保健部から横手市健康福祉部へ組織再編 東部センターを横手庁舎内、南部センターを十文字庁舎内へ変更 東部センターに福祉・介護の総合（ワンストップ相談）窓口を設置</p> <p>平成24年4月1日 西部センター内に在宅医療連携推進事業の拠点を設置</p> <p>平成25年4月1日 東部センターに成年後見支援センターを設置</p> <p>平成28年3月18日 西部センター内に認知症初期集中支援チームを設置 西部センター内に認知症地域支援推進員を配置</p> <p>平成30年4月1日 認知症初期集中支援チームを全市展開</p> <p>平成31年4月1日 横手市健康福祉部から横手市市民福祉部へ組織再編</p> <p>令和3年4月1日 成年後見支援センターを成年後見制度に係る中核機関として設置</p> <p>令和5年4月1日 組織再編により、在宅医療連携推進係及び成年後見支援センターの機能をまるごと福祉課へ移管</p> <p>令和8年4月1日 横手市市民福祉部から横手市健康福祉部へ組織再編 東部センターを横手保健センター内へ変更</p>



地域包括支援センターの役割

地域包括支援センターは、介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防ケアマネジメントなどを総合的に行う機関です。

センターには、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士等が配置され、それぞれの専門性を活かして相互連携を図りながら業務にあたります。

具体的には、市町村事業である地域支援事業を実践する機関であり、要介護支援認定（要支援1・2）、総合事業対象者の介護予防ケアマネジメントや介護予防支援計画を作成する介護予防支援事業所としても機能します。

基本目標1 高齢者への地域における支援体制の強化

高齢者が安心して生活できる環境を維持するためには、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることが出来るよう、「住まい」「医療」「介護」「生活支援・介護予防」が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」が地域に根付き、効果的に機能していることが重要です。

本市では、第5期計画（2012（平成24）年～2014（平成26年））から地域包括ケアシステム構築への取り組みに着手し、以降、その実現と深化・推進に取り組んできました。第9期計画においても、医療と介護の連携推進や、認知症施策の推進、生活支援体制の整備などを通して、現在の地域の特性や自主性に合わせた本市ならではの地域包括ケアシステムの在り方を追求し、機能の強化に努めます。

権利擁護事業

高齢者虐待・困難事例への対応、消費者被害の防止、成年後見制度の活用等について、権利擁護の視点から支援していきます。

- ア) 高齢者虐待への対応
- イ) 老人福祉施設等への対応
- ウ) 困難事例への対応
- エ) 消費者被害の防止
- オ) 成年後見制度の活用促進

認知症初期集中支援チーム

認知症サポート医や関係専門職等で構成され、認知症の方やその家族に早期に関わり、早期診断・早期対応に向けた支援を行います。かかりつけ医や認知症疾患医療センターの診療・相談に結び付けられるよう連携強化を図ります。

基本目標2 高齢者の自立した生活の維持

高齢者が長寿を楽しみながら自分らしい暮らしを続けていくことができるという地域の在り方は、高齢者だけでなく、市民全体の未来への安心・希望につながります。

こうした地域社会を目指し、ボランティア活動や就労的活動を通じた高齢者の社会参加の促進等により高齢者の孤立や孤独を防ぐとともに、高齢者の生きがいを支援します。また、高齢者が自立して生活するためには、健康の維持や介護予防も重要です。高齢者の健康保持・増進、疾病の早期発見・早期治療、介護予防等への取り組みを強力に推進し、高齢者の心身の健康維持に努めます。

包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域において、多職種相互の協働等により連携し、包括的かつ継続的に支援していきます。また、個々の介護支援専門員に対する支援を行います。

- ア) 包括的・継続的なケア体制の構築
- イ) 地域における介護支援専門員のネットワークの活用
- ウ) 日常的個別指導・相談
- エ) 支援困難事例等への指導・助言

総合相談支援事業

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、在宅介護支援センターや民生児童委員をはじめ地域の関係者とのネットワークをさらに強化し高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握するとともに、相談活動や地域での適切な保健・医療・福祉サービス等の活用につなげる支援を行います。

- ア) 地域におけるネットワークの構築
- イ) 在宅介護支援センター等の相談支援機関との連携
- ウ) 初期段階の相談対応
- エ) 継続的・専門的な相談支援

介護予防ケアマネジメント事業

要支援1・2または事業対象者で、総合事業に位置付けられるサービスだけを利用する方に対して、心身の状況、置かれている環境、対象者自らの選択に基づいて、事業が効果的に利用されるよう援助します。

- ア) 介護予防ケアマネジメントの作成（ケアプラン作成）

基本目標3 介護保険事業の円滑な運営

ご自身や身近な方が支援や介護が必要となった場合に安心して介護保険サービスを利用できるよう、また、ニーズに応じたサービスを安定的に提供していけるよう、介護保険事業を円滑に運営する必要があります。

このため、制度の普及や理解の促進、相談に対応する窓口体制の充実により、介護保険事業や介護保険制度についての知識の向上と、支援体制の強化に努めるとともに、介護保険事業の担い手である介護事業者の資質向上への支援や、介護従事者の育成・確保に努めます。

介護予防支援事業

要支援1・2または事業対象者に対して、居宅サービスを利用するための計画（ケアプラン）の作成や利用の調整を行います。

令和 7 年度

地域包括ケアの事業実績

まるごと福祉課
地域包括支援センター

令和 8 年 5 月

1-1 高齢者の実態把握

○閉じこもり等の何らかの支援を要する市民を早期に把握し、住民主体の介護予防活動へつながることを目的とします。

	第9期介護保険計画 R7年度 目標値・指標	実施状況等
介護予防把握事業	保険部局と連携による把握	1件
	民生委員等からの情報共有による把握	4件
	医療機関との連携による把握	5件
	要支援 1.2 認定者のうち介護保険サービス未利用者のアウトリーチの人数	要支援認定者のうち介護保険サービス未利用者へのアウトリーチ 8件(該当者宅へ訪問)
	本人、家族からの相談による把握	77件(地域包括支援センター相談窓口)

1-2 医療と介護の連携推進

○在宅医療・介護を必要とする市民が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを送ることができるよう医療、介護関係機関の連携を推進し、支援体制を構築します。

事業名	第9期介護保険計画 R7年度 目標値・指標	実施状況等
在宅医療・介護連携推進事業	多職種による全体研修 1回	1回実施(98人参加)
	看護職やMSW等、職種別の意見交換 5回	4回実施
	一般市民への普及啓発 8地域	在宅医療・介護普及講座 2回実施(33人参加)

1-3 認知症施策の推進

○認知症の人の意思が尊重され、本人・家族ができる限り住み慣れた地域で、安心して生活を送れるよう、保健・医療・福祉の様々な分野の専門職が、初期の段階で認知症による症状の悪化防止のための支援を行い、認知症の方やその疑いのある方に対し総合的な支援を行います。

事業名	第9期介護保険計画 R7年度 目標値・指標	実施状況等
認知症サポーター養成	認知症サポーター養成講座（小学校）の開催 14校	小学校1校で実施
	認知症サポーター養成講座（地域、事業所等）の開催 継続	15団体で実施(249人参加)
	キャラバン・メイト新規登録者数 2人	3人
認知症サポーター活動支援	ステップアップ講座の開催	1回実施（6人参加）
認知症総合支援事業	認知症地域支援推進員研修会受講者数 2人	2人
	認知症カフェの運営 継続	月1回、3か所で実施
	物忘れ相談会の開催数 8地域	8地域で実施（70人参加）
	チームオレンジの設置 1チーム	1チーム設置「チームなんとかなるさ」
認知症予防事業	オレンジレジストリ実施	東部地区(横手・山内)で実施 計86人参加
	脳はつらつ講座 8地域	1クール5回の講座を8地域で実施(100人参加)
	認知症予防教育参加人数 1,900人	1,471人
認知症高齢者見守り事業	ステップアップ講座の開催 1回	1回実施(6人参加)
	見守りネットワーク協力事業所数 140事業所	118事業所
	徘徊見守り講座の開催 8地域	8地域で実施(118人参加)

事業内容	実施状況等
認知症予防講演会 認知症普及月間の取り組み	あきたオレンジフェスタ 2025 (R7.9.21 開催 来場者約 400 人) 横手城オレンジライトアップ 市内図書館特設コーナー設置

1-4 権利擁護事業

○高齢者虐待・消費者被害・困難な事例等の状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から高齢者の権利擁護のための必要な支援を行います。

事業名	第9期介護保険計画 R7年度 目標値・指標	実施状況等
権利擁護事業	権利擁護の普及啓発研修・説明会 3回	10回実施(192人参加)
	消費者被害情報の発信・共有 24回	24回(市消費生活センター、国民生活センター)
事業名	第9期介護保険計画 R7年度 目標値・指標	実施状況等
成年後見制度等 利用支援事業 (社会福祉協議会へ業務委託)	普及啓発研修・説明会 年2回	出前講座2回実施(50人参加)
	フォローアップ研修 受講者 20人	1回実施(27人参加)

◆成年後見制度等利用支援事業とは、成年後見制度の利用促進を図るため、低所得者に対し、審判請求費用及び成年後見人等への報酬費用を助成します。また、申立人が居ない方について市長による申立てを行います。

◆市民後見推進事業とは、日常的な金銭管理等の軽易な権利擁護を行う市民後見人を養成します。

1-5 一般介護予防事業の推進

○地域と連携して人や活動につながっていない高齢者を把握し、地域の活動に繋がります。また、高齢者自ら要介護状態になることの予防に取り組めるよう、出前講座を実施し、口腔機能向上、フレイル予防、ロコモ予防、栄養改善等普及啓発を行います。

事業名	第9期介護保険計画 R7年度 目標値・指標	実施状況等
介護予防普及啓発事業	出前講座の実施回数 380回	出前講座実施回数(延べ)406回(4142人参加) 内訳：集団健康教室 2888人 介護予防教室(延べ)327人 健康講話 672人 歯科健康教室 255人
地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の習慣化 継続実施率 60.0% 在宅・施設での生活支援を担う介護職のリハビリ技術向上 「現場で生かせる技術等が習得できた」との回答 60.0%	住民通いの場参加者アンケート 「リハビリ継続実施率」56.2% 事業所向け集合研修 4事業所で実施(5人参加) アンケート「現場で生かせる」80%

事業内容	実施状況等
健康づくりの習慣化 中規模駅 23ヶ所 小規模駅 67ヶ所	中規模延べ利用者 3,064人 小規模延べ利用者 5,727人 70歳からのらくらく運動教室参加実人数(年2期実施) 13人

1-6 地域ケア会議の推進

○地域ケア会議を定期的を開催し、保健・医療・福祉・行政・介護サービス事業者等を含めた地域局単位での意思統一を図るとともに、地域における関係機関同士の連携強化と地域包括ケアの深化・推進を目指します。

事業名	第9期介護保険計画 R7年度 目標値・指標	実施状況等
地域ケア会議の開催	自立支援型ケア会議 4回/8事例	自立支援型地域ケア会議 2回/6事例
	支援困難型ケア会議 44回	支援困難型地域ケア会議 55回
	地域ケア推進会議 年1回	第2回地域包括支援センター運営協議会にて協議
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	・支援困難型会議 55回 ・包括的・継続的ケアマネジメント研修 1回	・支援困難型地域ケア会議 11地区 計55回 ・2/16 十文字地区交流センター①様々な変化に適応し地域全体で「生活の継続性」を支える考え方について学ぶ②支援困難型ケア会議からみえてきた地域課題について、解決に向けた取り組みをグループワークで話し合う 包括的・継続的ケアマネジメント支援研修会 29事業所 42名参加

総合相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅介護支援センター意見交換会 2回 ・各専門機関との意見交換会 ・地域ケア会議での多職種連携強化 ・民生委員、住民主体会議等への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・7/29 サンサン横手にて市内在宅介護支援センターとの情報交換会を開催 ・11/14、2/17 本庁舎にてランチ業務連絡会を開催 ・8/29、2/27 サンサン横手にて、ふくしの窓口・障がい基幹相談支援センターとの情報交換会を開催 ・2/4 本庁にて SC・エリアマネージャーとの情報交換会を開催 ・12/25 本庁舎にて、市内4医療機関の医療ソーシャルワーカーとの情報交換会を開催 ・民児協、小ネットワーク、集いの場等に参加し、相談窓口の周知に向けチラシ等を活用した住民啓発に取り組んでいる
介護予防ケアマネジメント事業	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援型地域ケア会議 4回 ・介護予防ケアマネジメント研修会 1回 	<ul style="list-style-type: none"> ・12/3、12/10 に自立支援型地域ケア会議を実施 ・10/29①「本人の目標をかなえるケアプランづくり」②「生活支援コーディネーターとの連携」と題し、グループワークで話し合う 介護予防ケアマネジメント研修会を開催 32事業所 51名参加 ・包括内ケアマネジメント研修会を開催 6回

1-7 地域における生活支援体制の整備

○すべての市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域で支えあう仕組みづくりを整備するため、横手市全域及び8地域における「協議体」の設置と「生活支援コーディネーター」を配置しています。「協議体」は地域の生活課題の把握とその支援方法を検討することで、住民主体の支えあい活動の創出を役割とし、「生活支援コーディネーター」はその活動を伴走支援することで、地域共生社会の実現を目指します。(※社会福祉協議会へ業務委託)

事業名	第9期介護保険計画 R7年度 目標値・指標	実施状況等
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターとの定期情報交換 SC活動報告による評価	生活支援コーディネーターとの定期情報交換会 毎月1回
	地域ケア会議や各種研修への参加による他専門職とのネットワーク構築 SC活動報告による評価	<ul style="list-style-type: none"> ・他専門職とのネットワーク構築 (地域ケア会議への参加、各種研修への参加) ・居宅介護支援事業所へのニーズ調査 (アンケート、ヒアリングの実施)

権利擁護事業

◇ 高齢者虐待の対応状況（養護者による虐待）

（単位：件）

（１）通報（届出件数）	R5年度	R6年度	R7年度
件数	11	13	14
うち、虐待と認定した数	3	1	1
（２）虐待の種別 ※	R5年度	R6年度	R7年度
身体的虐待	7	10	4
介護等の放棄等	3	0	1
心理的虐待	1	2	8
性的虐待	0	0	0
経済的虐待	1	1	1
（３）通報（届出）の経路	R5年度	R6年度	R7年度
本人	1	0	3
親族	2	2	4
職務上知り得た者	7	7	6
その他（一般市民等）	1	4	1
（４）被虐待者の性別	R5年度	R6年度	R7年度
男	3	4	3
女	8	9	11
（５）被虐待者の年齢	R5年度	R6年度	R7年度
64歳以下	1	0	0
65歳～69歳	1	1	1
70歳～79歳	6	5	6
80歳～89歳	1	5	6
90歳～99歳	2	1	1
100歳以上	0	1	0
（６）被虐待者と虐待者の続柄	R5年度	R6年度	R7年度
配偶者	3	1	3
息子	5	6	3
娘	2	0	2
息子の配偶者	0	2	0
娘の配偶者	0	1	1
兄弟姉妹	0	0	1
その他	1	3	4
（７）対応状況	R5年度	R6年度	R7年度
事実確認	11	12	9
措置入所等による保護等	1	0	1
立入調査	0	0	0
面会の制限	0	1	0
養護者の支援	2	0	2
その他	3	0	2

※複数該当する状況を含む

総合相談支援事業

【3センター】

年間 相談総数 **3593** 件

令和7年4月～令和8年3月

(1) 対象者の状況

◇相談区分【単位：件】

新規	継続
983	2,610

◇世帯状況【単位：世帯】

在宅		
独居	高齢世帯	その他
1,510	737	1,346

◇年齢【単位：人】 ※令和8年2月より集計開始

40歳未満	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	90歳代	100歳以上	不明
14	5	9	26	245	248	59	0	0

◇相談者【単位：人】 ※令和8年2月より集計変更

本人	配偶者	家族				地域	行政	福祉	医療	その他
		(1親等)	(2親等)	(3親等)	(その他)					
511	54	1,180	17	9	21	1,420	54	130	38	159

◇居住地域【単位：人(%)】

横手	増田	平鹿	雄物川	大森	十文字	山内	大雄	市外	不明
1,499	112	348	326	406	641	63	120	52	26
41.7%	3.1%	9.7%	9.1%	11.3%	17.8%	1.8%	3.3%	1.4%	0.7%

(2) 相談方法 【単位：件(%)、時間(%)】 ※令和8年3月より集計変更

電話	来所	訪問	リモート	メール	書面	その他
2,049	709	668	1	1	1	164
57.0%	19.7%	18.6%	0.0%	0.0%	0.0%	4.6%
1182:11	572:09	969:58	0:50	0:30	0:10	160:14
41.0%	19.8%	33.6%	0.0%	0.0%	0.0%	5.6%

(3) 時間外対応状況

件数	時間
89	59:38

(4) 対象者の主な傷病 【単位：人(%)】 ※令和8年2月より集計開始 ※重複あり

認知症	精神疾患	脳血管疾患	循環器疾患	糖尿病	骨関節疾患	呼吸器疾患	悪性腫瘍	高齢による衰弱	転倒骨折	難病	その他
161	98	52	17	10	68	4	46	65	14	9	62
26.6%	16.2%	8.6%	2.8%	1.7%	11.2%	0.7%	7.6%	10.7%	2.3%	1.5%	10.2%

(5) 相談種別 (相談者の主訴) 【単位：件(%)】 ※令和8年2月より集計開始 ※重複あり

総合相談支援														権利擁護					その他		
A D L ／ I A D L 低下	受診困難	転倒不安	介護困難	閉じこもり	抑うつ状態	独居不安	家族関係	安否確認	介護離職	ゴミ屋敷	8050問題	ダブルケアアラ	ヤングケアアラ	クレーム	相続／私財管理	生活困窮	高齢者虐待	消費者被害		D V	身寄りなし
194	29	27	68	32	13	93	46	5	0	3	3	0	0	3	10	13	10	0	0	2	56
32.0%	4.8%	4.4%	11.2%	5.3%	2.1%	15.3%	7.6%	0.8%	0.0%	0.5%	0.5%	0.0%	0.0%	0.5%	1.6%	2.1%	1.6%	0.0%	0.0%	0.3%	9.2%

介護予防ケアマネジメント

計画作成状況（推移）

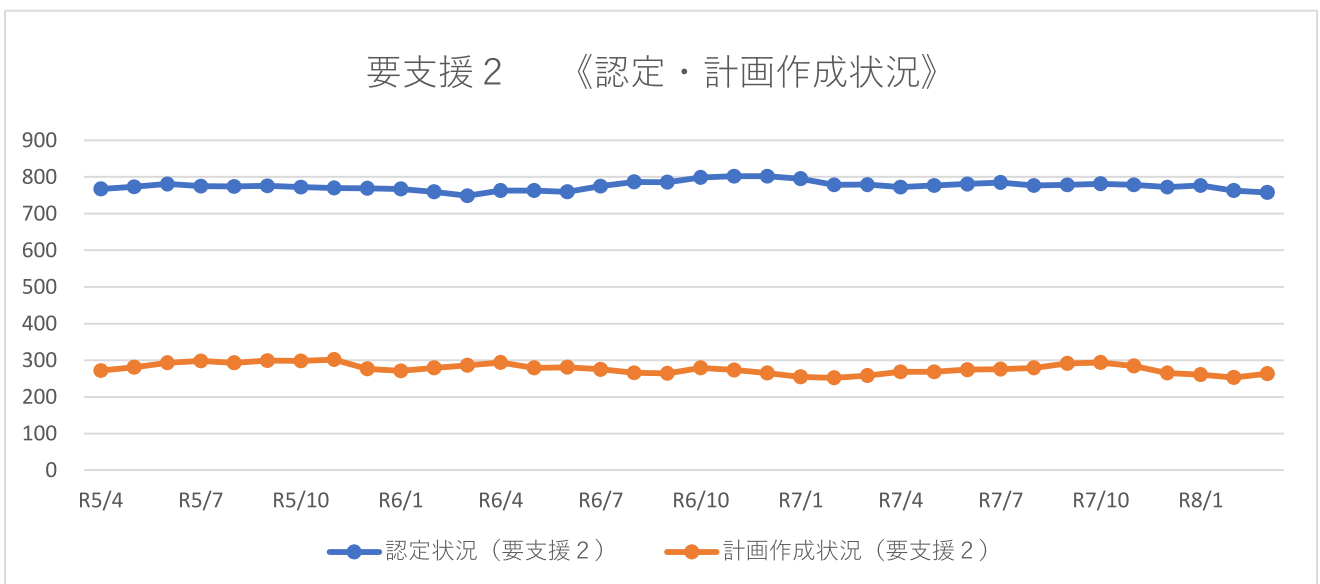
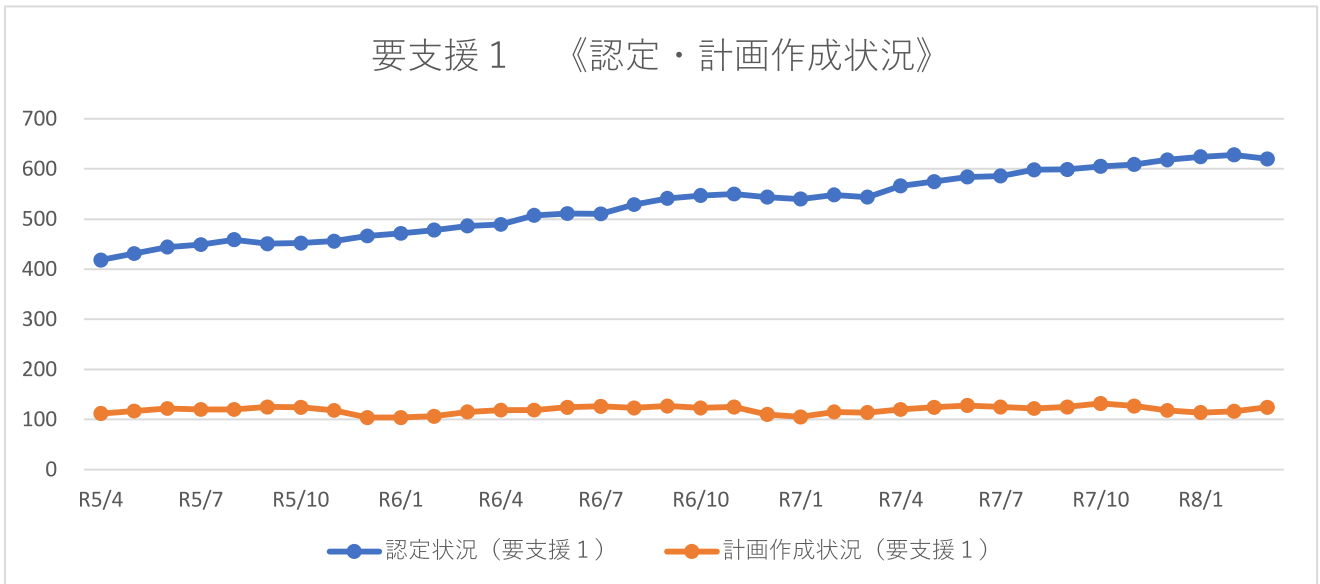
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
事業対象者	R6	653	644	636	646	625	626	627	614	615	609	599	599	7,493
		571	559	555	559	542	547	543	537	542	538	532	530	6,555
	R7	590	583	582	577	550	554	553	551	543	531	533	539	6,686
		523	520	521	517	493	497	495	494	490	481	485	491	6,007
要支援 1	R6	142	143	141	152	154	156	166	175	175	173	175	173	1,925
		130	132	131	139	138	145	154	161	163	161	163	163	1,780
	R7	180	183	191	191	186	191	197	198	204	207	202	194	2,324
		169	171	180	179	174	177	185	185	191	195	193	185	2,184
要支援 2	R6	229	231	225	225	230	227	230	233	245	239	227	236	2,777
		218	220	212	213	219	214	217	222	232	227	216	225	2,635
	R7	227	220	219	226	226	226	221	230	236	241	245	243	2,760
		217	210	209	217	218	217	213	221	229	234	239	237	2,661

（各下段は居宅介護支援事業所への一部委託）

介護予防支援事業

(単位:人)

項 目			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計	
要支援 1	認定者数	R5	418	431	444	449	459	451	452	456	466	471	478	486	5,461	
		R6	489	507	511	510	529	541	547	550	544	540	548	544	6,360	
		R7	566	575	584	586	598	599	605	609	618	624	628	620	7,212	
	計画作成数 (各年度下段は居宅介護支援事業所へ一部委託)	R5		112	117	122	120	120	125	124	118	104	104	106	115	1,387
				99	104	107	105	107	112	110	104	91	93	94	102	1,228
		R6		119	119	124	126	123	127	123	125	110	105	115	114	1,430
				104	104	107	110	108	112	107	110	95	91	98	99	1,245
		R7		120	124	128	125	122	125	132	127	118	114	116	124	1,475
				105	109	112	110	104	108	112	109	102	99	100	107	1,277
要支援 2	認定者数	R5	756	755	772	767	770	781	774	791	790	786	779	775	9,296	
		R6	763	763	760	775	787	786	799	802	802	795	778	779	9,389	
		R7	772	777	781	785	777	778	782	778	772	777	763	758	9,300	
	計画作成数 (各年度下段は居宅介護支援事業所へ一部委託)	R5		272	281	293	298	293	299	298	302	277	271	279	286	3,449
				253	263	274	275	275	281	281	285	260	253	259	267	3,226
		R6		294	279	281	275	266	264	279	273	265	255	252	258	3,241
				276	262	263	256	249	247	262	256	248	238	235	239	3,031
		R7		268	268	274	276	279	291	294	284	265	261	253	263	3,276
				253	252	258	259	263	273	277	267	246	245	237	247	3,077

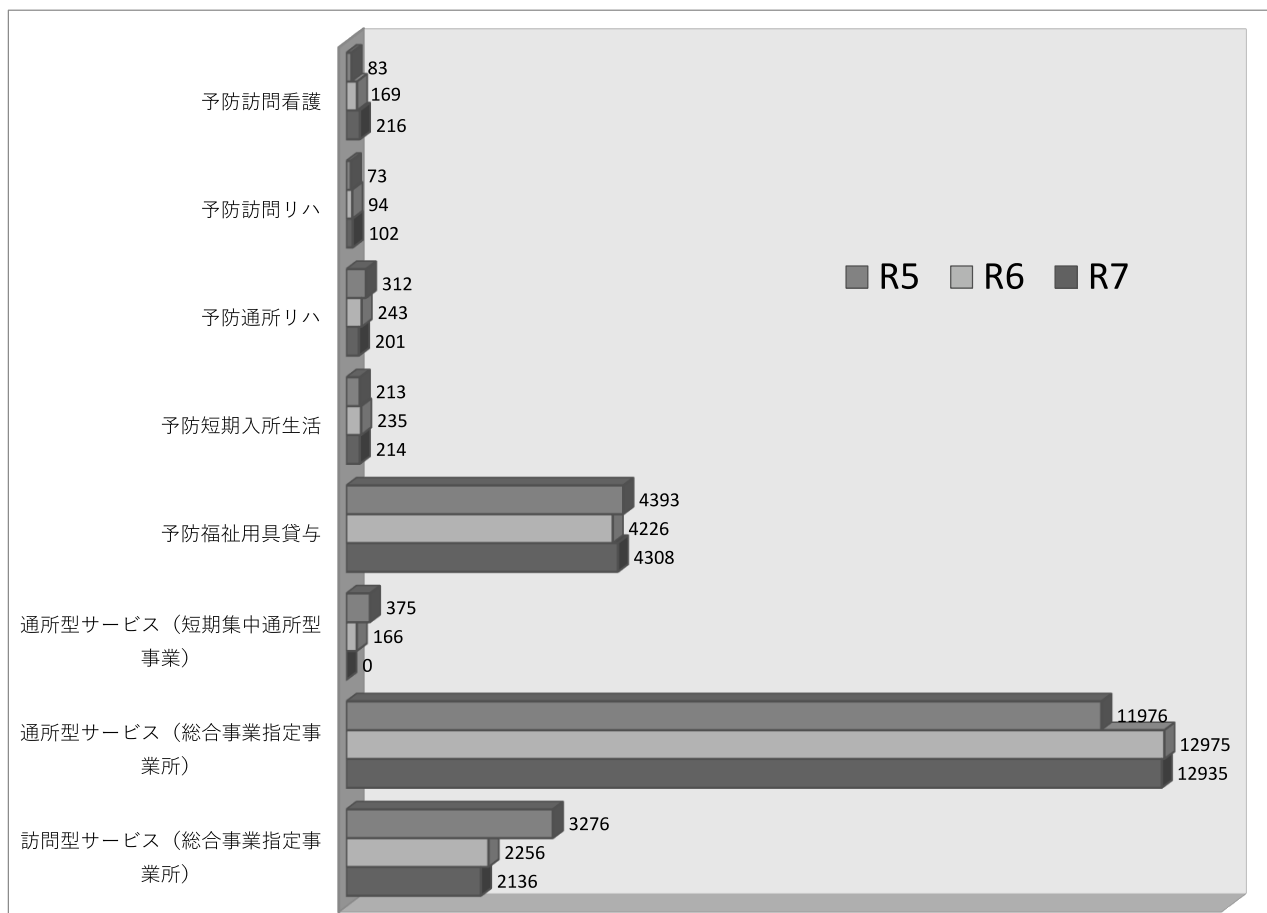


予防サービス種別利用状況(延人数)

(単位:人)

サービス種別	延利用者数		
	R5	R6	R7
予防福祉用具貸与	4,393	4,226	4,308
予防短期入所生活介護	213	235	214
予防通所リハビリテーション	312	243	201
予防訪問看護	83	169	216
予防訪問リハビリテーション	73	94	102
予防訪問入浴	11	2	0
予防認知通所	1	0	0
訪問型サービス(総合事業指定事業所)	3,276	2,256	2,256
通所型サービス(総合事業指定事業所)	11,976	12,975	12,975
通所型サービス(短期集中通所型事業)	375	166	166
合計	20,713	20,366	20,438

(重複利用有り)



民生委員児童委員

民生委員は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱され、任期は3年であり、すべての委員は、児童福祉法により児童委員を兼ねております。

その活動の主なものは、社会奉仕の精神をもって、経済的に困っている人や心身障がい者、児童、老人等で問題を抱えている人々の相談、援助活動を行っています。

横手市には、定数で314人の民生委員・児童委員(内32人は主任児童委員)がおり、地域の社会福祉推進のために活躍しています。

①地区別民生児童委員

令和8年4月1日現在

(各地区(単位)民生児童委員協議会定員)

単位:人

地区民児協名	南	北	朝倉	旭	栄	境町	黒川	金沢
民生委員	25	13	12	12	13	5	5	7
主任児童委員	2	2	2	2	2	2	2	2
計	27	15	14	14	15	7	7	9

地区民児協名	増田	平鹿	雄物川	大森	十文字	山内	大雄	合計
民生委員	27	40	30	25	41	13	14	282
主任児童委員	2	3	2	2	3	2	2	32
計	29	43	32	27	44	15	16	314

②分野別相談状況

単位:件

分野別相談・支援件数	区分	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
	高齢者に関すること	3,010	2,890	2,802	3,020	3,379
障がい者に関すること	197	277	202	203	227	
子どもに関すること	1,130	1,185	1,512	1,104	869	
その他	1,390	1,533	1,570	1,785	1,828	
計		5,727	5,885	6,086	6,112	6,303

③内容別相談・支援件数

単位：件

内 容 別 相 談 ・ 支 援 件 数	区 分	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
		地域・在宅福祉	295	286	252	216
	介護保険	70	107	92	67	117
	健康・保健医療	292	343	319	226	252
	子育て・母子保健	47	99	74	48	45
	子どもの地域生活	647	573	709	512	403
	子どもの教育・ 学 校 生 活	397	397	661	558	392
	生 活 費	115	177	91	107	90
	年 金 保 険	24	37	21	26	26
	仕 事	70	72	64	62	84
	家 族 関 係	161	201	165	141	157
	住 居	156	116	109	126	114
	生 活 環 境	450	439	391	436	430
	日 常 的 支 援	1,476	1,383	894	1,044	1,448
	そ の 他	1,527	1,655	2,244	2,543	2,515
	計	5,727	5,885	6,086	6,112	6,303

生活困窮者自立支援事業

平成 27 年 4 月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき「自立相談支援事業」を実施している。市役所本庁舎に「横手市自立相談支援窓口」を設置し、複合的な課題を抱え、生活困難のリスクに直面している生活困窮者に対し、日常生活での自立や社会的、経済的自立に向けた個別的、包括的、経済的な支援を行っている。
また、平成 30 年度からは、家計改善支援事業を実施している。

1. 相談者数（実人数）

	男性	女性	不明	計
令和 4 年度	88	92	0	180
令和 5 年度	129	75	0	204
令和 6 年度	135	117	0	252
令和 7 年度	127	117	0	244

2. 年齢別

	～10 代	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代～	計
令和 4 年度	1	16	30	36	32	27	38	180
令和 5 年度	0	13	27	47	36	30	51	204
令和 6 年度	2	17	29	43	51	47	63	252
令和 7 年度	4	15	21	33	48	50	73	244

3. 相談内容

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
病気や健康、障がい	70	83	117	107
住まい	48	39	67	47
収入・生活費	149	149	223	203
家賃やローンの支払い	43	45	54	43
税金や公共料金等の支払い	46	54	75	54
債務	21	36	51	56
仕事探し・就職	42	47	73	65
仕事上の不安やトラブル	17	19	13	15
地域との関係	5	8	10	8
家族との関係	36	49	61	74

子育て	5	10	11	4
介護	23	20	32	30
ひきこもり・不登校	17	29	50	30
DV・虐待	4	0	7	4
食べるものがない	23	49	64	50
その他	9	5	5	13
計	691	642	913	803

4. 支援実績（支援実施延べ回数）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
電話相談等	820	722	831	944
訪問・同行支援	295	303	319	454
面談	700	666	876	979
支援調整会議	24	24	22	45
他機関との会議・協議等	777	568	702	891
その他	54	86	174	132
計	2,670	2,369	2,924	3,445

5. 支援調整会議

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施回数	6	6	6	6